

第八回 参議院 地方行政・大蔵・農林・水産・通商産業・運輸・予算 連合委員会會議録第一号

昭和二十五年七月二十日(木曜日)午前
十時三十一分開会

委員氏名

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

理事 堀 末治君 理事 吉川 末次郎君

理事 岩本 哲夫君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

水産委員

委員長 木下 辰雄君

理事 青山 正一君 理事 千田 正君

理事 秋山 俊一郎君 入交 太藏君

理事 大野 秀次郎君 松浦 清一君

理事 佐藤 尚武君 櫻内 義雄君

理事 細川 嘉六君

通商産業委員

委員長 深川 榮左門君

理事 古池 信三君 理事 廣瀬 兵衛君

理事 栗山 良夫君 理事 結城 安次君

理事 上原 正吉君 小野 義夫君

理事 重宗 雄三君 松本 昇君

理事 小松 正雄君 島 清君

理事 下條 恭兵君 榑 繁夫君

理事 加藤 仁人君 高瀬 太郎君

理事 小川 良一君 山内 卓郎君

理事 駒井 藤平君 境野 清雄君

理事 西田 隆男君

運輸委員

委員長 佐々木 鹿藏君

理事 植竹 春彦君 理事 小泉 秀吉君

理事 岡田 信次君 山縣 勝見君

理事 内村 清次君 菊川 孝夫君

理事 小酒 井義男君 高木 正夫君

理事 前田 穰君 村上 義一君

理事 前之園 喜一郎君 松浦 定義君

理事 鈴木 清一君

予算委員

委員長 波多野 鼎君

理事 石坂 豊一君 理事 野田 卯一君

理事 石坂 豊一君

理事 石坂 豊一君

理事 石坂 豊一君

理事 石坂 豊一君

理事 石坂 豊一君

農林委員

委員長 岡田 宗司君

理事 西山 龜七君 理事 片柳 眞吉君

理事 岩田 仁藏君 理事 岡村 文四郎君

理事 池田 宇右衛門君 白波 瀧米吉君

理事 瀧井 治三郎君 土屋 俊三君

理事 平沼 彌太郎君 門田 定藏君

理事 小林 孝平君 三橋 八次郎君

理事 三輪 貞治君 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

理事 堀 末治君 理事 吉川 末次郎君

理事 岩本 哲夫君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

理事 幸作君

水産委員

委員長 木下 辰雄君

理事 青山 正一君 理事 千田 正君

理事 秋山 俊一郎君 入交 太藏君

理事 大野 秀次郎君 松浦 清一君

理事 佐藤 尚武君 櫻内 義雄君

理事 細川 嘉六君

通商産業委員

委員長 深川 榮左門君

理事 古池 信三君 理事 廣瀬 兵衛君

理事 栗山 良夫君 理事 結城 安次君

理事 上原 正吉君 小野 義夫君

理事 重宗 雄三君 松本 昇君

理事 小松 正雄君 島 清君

理事 下條 恭兵君 榑 繁夫君

理事 加藤 仁人君 高瀬 太郎君

理事 小川 良一君 山内 卓郎君

理事 駒井 藤平君 境野 清雄君

理事 西田 隆男君

運輸委員

委員長 佐々木 鹿藏君

理事 植竹 春彦君 理事 小泉 秀吉君

理事 岡田 信次君 山縣 勝見君

理事 内村 清次君 菊川 孝夫君

理事 小酒 井義男君 高木 正夫君

理事 前田 穰君 村上 義一君

理事 前之園 喜一郎君 松浦 定義君

理事 鈴木 清一君

予算委員

委員長 波多野 鼎君

理事 石坂 豊一君 理事 野田 卯一君

理事 石坂 豊一君

理事 石坂 豊一君

理事 石坂 豊一君

理事 石坂 豊一君

理事 石坂 豊一君

農林委員

委員長 岡田 宗司君

理事 西山 龜七君 理事 片柳 眞吉君

理事 岩田 仁藏君 理事 岡村 文四郎君

理事 池田 宇右衛門君 白波 瀧米吉君

理事 瀧井 治三郎君 土屋 俊三君

理事 平沼 彌太郎君 門田 定藏君

理事 小林 孝平君 三橋 八次郎君

理事 三輪 貞治君 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

理事 赤澤 興仁君

す。もし土地改良区に対して免税するということだつたならば農業災害補償法によつてできているところの農業共済組合にも同様に免税すべきものであると、こう考へるのでありますが、この点如何であらうかと尋ねますが、であります。又農業災害補償法によつては、すべての方面に政府から再保険をやつて、いろいろ助成してゐるところの仕事であるのでありますから、この助成してゐるところの方面から考へて見ましても、農業災害補償法によるところの共済組合は非課税とすべきが適當であらうと思つてあります。この点お伺ひしたいのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) この地方税法を御覽頂きます際に、国税とは根本的に違つてゐる要素を御了承願ひたいのであります。国税の場合には、課税禁止の規定を置いておりません限りには、みんな課税されるわけでありまして、地方税の場合には、課税を禁止してゐる場合には、もとより課税できないわけでありまして、その他の部分につきましては、尙公共的な事由その他から更にその市町村としては社会的政策的な見地も加へまして、課税を除外することは差支ないこととあります。その趣旨のことをたしか第六條であります。繰期のところに規定いたしておるわけでありまして、只今お話をいたしましたような点、誠に御尤もなのでありますけれども、同じような問題が例えば民法第三十四條の公益法人についても言えるのであります。概念的には大体同じようなことになると思つてありますけれども、実体は非常に区々でありまして、中には課税した方がよろしいというようなことが

他の均衡から生じて參るのであります。従つてそういうものにつきましては適宜市町村の判断によつて課税するか、課税しないか決めさせたい。法律的に一律に課税権を奪いますことは成るたけ少い範圍に止めて置きたい。こういうような考へを持つておる点を御了解願ひたいと思ひます。

○藤野繁雄君 私の方といたしましては、二百九十六條によつて土地改良区といふものができておるのであります。土地改良区の行ふ事業、農業災害補償法によつて農業共済組合のやる事業は殆んど法律的に考へて見ても同一のものではないか、こういうふうな考へられるのであります。若しそういうふうなことが考へられるといたしますならば、一方の土地改良区の方は免税することを明示してあるが、やはり農業共済組合の方も免税することを明示するのが適當ではなからうかと思つてあります。この点お尋ねたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 農業共済組合に對しましては、一般的に私はさういつて差支ないと思つてありますけれども、組合の中には他の課税客体となるものと同種の性格を持つた仕事をしておる場合も予想せられないこととはございせんので、特にここに規定することを差控えたわけでありまして、これは單に農業共済組合だけでございせんので、民法第三十四條の法人につきましてその性格に鑑みまして、必要なものににつきましては市町村自体において或いは減税或いは免税する措置をとるべきである、こういうような指導方針をして貰ひたいという考へ方であり

○委員長(岡本愛結君) 吉田総理大臣がお見えになりましたから、総理大臣に質問通告順によりまして行ひたいと存じます。

○岡田宗司君 地方税法案につきまして吉田首相に二、三の点をお伺ひしたいと思つてあります。

第一にお伺ひしたいのは、前国会におきまして地方税法案は参議院において否決せられ不成立に終つたのであります。その結果、政府はそれに若干の修正を加へまして今議院にこの法案を提出したわけでありまして、前議院において何故にこれが参議院において否決されたか、その点について首相はどの御認識か、この点を先ずお伺ひしたいのであります。

○國務大臣(吉田茂君) この前の議院において参議院において否決されたにつきましては、政府としては関係筋との間の交渉が手間を取つたために、たしか四月二十日でありましたか、議会の末期に提案をして十分説明の時間もなくし、又政府として説明の十分足りなかつたところもあるであらうと思ひます。要するに余りにどうも関係筋との間に交渉が手間取つたために甚だ時間を取り過ぎて、政府として諸君の御了解を求めるに十分でなかつた、こういうふうな考へて実は参議院において否決になつたと思つております。この度は當時の参議院の御意見その他について十分考慮いたしまして、施政方針の中に述べて置きました通り、種々関係の意見等を十分取り入れてやりましたつもりであります。

○岡田宗司君 只今總理のお話を伺つておりますと、GHQとの交渉に手間取れ、そして議院側の十分な了解を求め得ることができなかつたため否決されたのである、こう言つておられるのであります。私共がこれを否決いたしましたのはよく法案を吟味いたしました結果、この内容について重大なる疑義があり、國民の負担を増すからこれを否決したのであります。従ひましてその点總理との見解を非常に異にしてゐるのであります。更に第二点において總理は本法案を提出するに於いて議院側の當時意向も十分に参酌してお出しなかつた、こう言つておられるのであります。私共は過日も岡野國務大臣といふ議論いたしました際に申し上げましたように、この法案について當時の状況、それが少しも参酌されておらん、僅かに附加価値税を来年の一月一日まで実施を延期したという点である。それから固定資産税の税率を〇・五%低めたと、いうだけでありまして、それ以上さつぱりこれといふふうな参酌はない。内容については依然として不満である。こう考へておる。この点につきまして總理はどの程度まで参酌されたのであるか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) 只今御指摘になつただけでも相当政府としては當時の意見を参酌して、(笑聲)さうしてこれが政府として最善と考へて提出したわけでありまして、

○岡田宗司君 さういたしますと、政府としてはこれが最善な案である、こういうふうにお考へになつておるようでありまして、併し最近こゝろ一、二日の国会の動きを見ておきますと、民主黨の修正案、民主黨がこの法案を修正するといふ動きがあるの端で

○岡田宗司君 政府はこの地方税法案が先に否決され、今度新たに若干の修正を加へて提出されるまでにおいてGHQ方面と折衝をされたようでありま

る。然るに自由黨の幹事長が民主黨の幹事長に會ひまして、その修正に同調されるようなことも伝えられてゐるのであります。

こういう点から見て参りますと、果して政府が十分に参酌して、さうして修正を許さないといふ不退転の決意を以てこれが最善の案であるとして臨まれてゐるようには受取れない。甚だ曖昧なものである、こういうふうにししか私共にはとれないのであります。若し議院におきまして本法案に對して十分でない、この点とこの点と修正すべしといふような意見が出まして、それが院議になりまして現われした場合に、總理はそれに対して如何なる態度をとられるか、お伺ひしたいのであります。

○國務大臣(吉田茂君) 国会のことでありますから、討議は自由であります。国会としてどういふ意見が出るか、その場合には意見として参酌いたしますが、併し政府としてこの案を提出するときは、最善を盡して提出いたしましたのであります。又今後如何なる議院において論議が討わされるか、或いは民主黨との間に、或いはその他各派との間に話合の結果どうなるか、その結果については政府は考えますが、今日においてはその場合には拒否するとか、拒否しないとか、若しよい提案が出れば、政府は喜んで採用いたしますが、今日においては予めその場合にはどうする、ということは断言しにくいのであります。

○岡田宗司君 政府はこの地方税法案が先に否決され、今度新たに若干の修正を加へて提出されるまでにおいてGHQ方面と折衝をされたようでありま

す。過日岡野國務大臣に対する御質問によつて明らかにされたことは、地方行政委員会においての技術的折衝はあつたようであります。又本多國務大臣が若干折衝されたようでありますけれども、本法案を提出するにつきては岡野國務大臣から十分法案の内容について政治折衝は行われなかつたようでありす。又否決されてから後のいろいろ事情等について、更に再提出されるものが議會において相當論議になり、或いは又政府の考へておるような結果にならないようなことも予想される場合におきて、當然首相といたしましては本法律案につきましてはGHQと相當な政治折衝をなされておられなければならぬと私は思うのであります。その点につきまして、總理がどういふ形での程度まで政治折衝をされたか、それについてお伺いしたいのであります。

○國務大臣(吉田茂) お話の政治折衝という意味は分りませんが、GHQとの間には十分打合せをし、又お互い説明も合つて、一致したのがこの案であります。

○岡田宗司君 本法案が今月中に成立をいたしまして、来月一日から施行されることを政府は希望しておられるようであります。伝え聞くところによりますと、シャウブ博士は七月二十九日に来られるようであります。政府といたしましては本法案が議會において相當内容が論議されておることとはよく御承知のことである。そこで政府といたしましては、二十九日に来られるシャウブ博士と本問題について更に折衝を重ねてこれが國民が納得のいく、そして受諾のできるように努力するつもりはないか、その点首相にお伺いしたいのであります。

○國務大臣(吉田茂) 只今シャウブ博士がいつ来るかということについては私は実は存じません。ただ新聞で来るということでありすが、今日においてはシャウブ博士が来られたならば直ちに交渉に入るという予定はございません。

○岡田宗司君 本問題につきまして、私共議會の方の側といたしましては、内容に十分なる検討を加へまして、それに対して修正すべき箇所があれば、これに對して修正を重ねて行きたい、こう考へておるのであります。過日岡野國務大臣は我がその点につきまして御質問申上げましたところ、その議會が修正された場合においては、その点の交渉については十分GHQに對して折衝する場合に協力するという御見解の発表があつたのであります。この点につきまして首相も同じ考へであるかどうかお伺いしたいのであります。

○國務大臣(吉田茂) いい修正であると政府が考へれば無論政府はその成立に努力いたします。

○岡田宗司君 若し修正がなされまして、その結果として予算に響くような問題も起つて来ないとは限らぬのであります。そういう場合におきて、その修正に基いて予算に変更も起るような場合には直ちに修正予算を出されるか、その点お伺いしたいのであります。

○國務大臣(吉田茂) これは將來に属することでありまして、如何なる予算の修正を要するかという實際について考へますが、今日予言は、こつしやるならば、あの食進について

はできないのでございます。○岡田宗司君 時間が参りましたからこれで。

○木村義八郎君 總理大臣に若干御質問申上げたのであります。この首相の施政演説におきまして、地方税法案は前国会で不成立となつた事情を十分考慮し、その後の事情の変化に即応し、且つ各方面の意見を尊重し、可能な範囲で必要な修正を加へ再び本国会に提出する、こういうふうにお述べになつております。このうち、不成立となつた事情を十分考慮する、或いは可能な範囲で、各方面の意見を十分尊重したと、こういう点については岡田議員から只今質疑がございましたから、又重複いたしますのでよく御質問申上げませんが、ただその点について一點、總理はこの前に不成立になつた事情について、只今御説明がありました。誤解されておるのじやないかと思ふのです。この点はやはり明らかにして頂きますと非常に又今後の審議をの他についても支障を生ずるのではなかつたかと思ふのです。御承知の通りこれが不成立になりました事情は、最後に

○岡田宗司君 若し修正がなされまして、その結果として予算に響くような問題も起つて来ないとは限らぬのであります。そういう場合におきて、その修正に基いて予算に変更も起るような場合には直ちに修正予算を出されるか、その点お伺いしたいのであります。

○國務大臣(吉田茂) これは將來に属することでありまして、如何なる予算の修正を要するかという實際について考へますが、今日予言は、こつしやるならば、あの食進について

はできないのでございます。○岡田宗司君 時間が参りましたからこれで。

○木村義八郎君 總理大臣に若干御質問申上げたのであります。この首相の施政演説におきまして、地方税法案は前国会で不成立となつた事情を十分考慮し、その後の事情の変化に即応し、且つ各方面の意見を尊重し、可能な範囲で必要な修正を加へ再び本国会に提出する、こういうふうにお述べになつております。このうち、不成立となつた事情を十分考慮する、或いは可能な範囲で、各方面の意見を十分尊重したと、こういう点については岡田議員から只今質疑がございましたから、又重複いたしますのでよく御質問申上げませんが、ただその点について一點、總理はこの前に不成立になつた事情について、只今御説明がありました。誤解されておるのじやないかと思ふのです。この点はやはり明らかにして頂きますと非常に又今後の審議をの他についても支障を生ずるのではなかつたかと思ふのです。御承知の通りこれが不成立になりました事情は、最後に

どの程度国会休会中に、又ここに法案を出される前において總司令部と折衝されたか、これは又くどういふようでありすが、この点はちつとも努力されてない。又各方面の意見を尊重したと言われすが、一つも尊重してない。附加価値税を事業税という形で出されたのはこれは修正ではないのであつて、転嫁されて取れないから止むを得ず事業税という形で出したので、修正でも何でもないと思ひます。従つてただ〇・五%の固定資産税の税率を下げたというだけであつて、この点首相が施政演説におきましてお述べになつておることは私は嘘であると思ひます。これは事實に相違しておると思ひます。従つて若し首相がそうでないとおつしやるならば、具体的にどの程度に各方面の意見を尊重されたか、或いは又總司令部に対して、この前不成立になつたあの開きについてどれだけこれを縮めるために努力されたか、この誠意についてお伺いしたいと思ふのであります。くだいようであります。この点は今後の審議についても相當影響を及ぼすと思ふので、その点先ずお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂) 私の説明を嘘なりと考へて御信用にならん以上は、私が説明を加へても致し方がないのであります。いろいろ勘案いたしました結果の成案が即ちこの度提案いたしました修正案であります。これについてGHQとどういふ交渉をいたしたか、交渉の内容等は申すわけに行きませんが、全力を盡してこの結論に至つたのであります。

○木村義八郎君 私は感情的或いは抽象的で議論することを避けたいと思ひますが、もう少し具体的に事實に基いて御質問しておるわけなんです。この最善の案というふうにおつしやいますけれども、岡野國務大臣の御答弁によりますと、とにかくこの法案をこゝで通過させて下さい、通して下さい。その後で又固定資産税についても悪いところがあつたら修正する、こういうふうな答弁です。これは最善として考へておらない証拠であると思ひます。私は事實に基いて、總理大臣のお述べになつておることが事實に相違しておると思ひます。本當に誠意を以て努力してないと思ひます。ただ殆んどあらちらに對して、その誠意を我々は問題にしておるわけなんです。ちつとも誠意が認められないと思ふのです。それでも總理はやはり誠意を以て十分各方面の意見を尊重して出しておるというふうにお考へになつておるのですか。

○國務大臣(吉田茂) 只今申した通り政府は誠意を以て各方面の状況を勘案して、この成案を得たのであります。この成案そのものが具体的な案であります。これ以上私が附加することはないと思ひます。

○木村義八郎君 それではこれは議論になりますから止めます。事實に基いて誠意を以てやつていない、これは我々もそう認めざるを得ない明らかな事實なのであります。

そこで次にお伺いしたいのであります。この施政演説におきまして、その後の事情の変化に即応してというところをお述べになつておられますが、その後の事情の変化ということとは具体的にどういふことを内容としておられるのですか、この点について伺い

ます。○國務大臣(吉田茂) 只今申した通り政府は誠意を以て各方面の状況を勘案して、この成案を得たのであります。この成案そのものが具体的な案であります。これ以上私が附加することはないと思ひます。

たい。

○國務大臣(吉田茂君) 私のみ今申し
た通り、誠意を以てその後の事情を勘
案してと申した通りで、具体的に言え
といつたところがこれは私は言う責任
を持ちません。

○木村義八郎君 総理も一國の總理と
してその後の事情の変化、我々の解釈
によればその後非常な大きな変化が現
われておると思います。朝鮮事変が起
きて、財政経済に大きな影響が現われ
て来ておるわけだと思ひます。私のお
伺ひしたのは、恐らくそういう朝鮮事
変以来現われておる財政経済金融方面
における重大なる変化を十分考慮され
て提出された、こういうようなこと
と私は解釈いたしましたので、そうい
ふことについて朝鮮事変以後生じてお
る財政経済金融の変化についてどうお
考えであるかということをお伺ひいた
してあるわけなんです。ただ抽象的に
我々は伺つておるわけではないので
す。そういう文句がありますから、常
識として今の事情において国民として
は当然そういうことを考えるのは当り
前です。地方税法を考える場合にも当
り前だと思ひます。そこで朝鮮事変以
後における日本の経済情勢或いは財政
金融、そういうものの変化についてど
ういうことをお考えになつてこの地方
税法案を又提案されたか、この点をお
尋ねしておるわけです。

いたしたということは先程から申し上げ
ておる通りであります。一々この事件あ
る事件といつてからに、この事件を考
えた、あの事件は考えたというような
ことはこれは説明のできないことであ
ります。

○木村義八郎君 それは総理の御答弁
としては余りに無責任だと思ひます。
す。朝鮮事変が起きてから、いわゆる
終戦処理費以外に特殊需要として非常
に沢山の物資需要が起つておりました
と、新聞の伝えるところによります
と、本年度において二億ドル乃至三億
ドルも物資が買上げられるのじやない
かという報道もあります。物が片方
で吸上げられて、そうしてそれに代る
お金はどん／＼出て来る。これは部分
的な問題じやないと思ひます。三億ド
ルとすれば一千億圓に達するところの
物資或いは労務の需要だと思ひます。
これは日本経済に対して非常な大きな
変化が来るわけなんです。こういうこと
をお考えにならないか、これは部分
的と思ひます。苟くも總理大臣として
日本の政治を担当する場合、一番その
政治の基礎になる財政経済金融事情に
ついての見通しと計画についてはつき
りした方針をお持ちにならないといふ
のはおかしいと思ひます。これまでのよ
うな経済政策では全く駄目なんです。事
情が變つておるのです。そういうこと
を十分御認識になつておるかどうか、
部分的な問題じやないと思ひます。この影
響と見通し等についてこれが若しな
い、これは行かざるに過ぎないであ
ります。こんな心許ないことではないのであ
ります。これについては大体の今後の
見通しと、それに即応する政府の大体

の政策というものはありだと思ひま
す。

○國務大臣(吉田茂君) よく見通し見
通しといふことのお話がありますが、こ
れも見通しといふことは程度問題であ
ります。主観問題であつて、見通しが
ついたと言へばつたとも言えるし、
見通しがつかないと言へばそれまでの話
であります。又この朝鮮事変について
今後どう事態が發展するか、その事態
に処して政府は善処いたします。

○木村義八郎君 時間参りましたの
でも十分具体的なことについては各担
当大臣に御質問することにしましてこ
れで……。

○野澤勝君 吉田總理に二三点御質問
をしたいと思います。

先ず第一は、總理は施政方針の演説
の中でその末尾におきまして、中央地
方の税の負担の軽減を行うということ
を言明されております。中央におきま
しては一応数字的な減税は行われてお
ります。併し地方におきましては数字
的な減税が現われてないのですが、か
ような中央の減税と地方の増税との食
違ひに対して總理の演説の所見の趣旨
とは食違ひするところの趣旨が、こ
の点どういふようにお考えになります
か。又あつた演説をされたか、その点お
聞きたいと思ひます。

ここに地方税法の特質があるので、そ
の自治の力によつて歳入を少なくし、従
つて負担を軽減する。この自治の狙いが
即ち新税法案であります。故に私は地
方においても一層行政の簡素化なり、
又負担の軽減なりといふことは直接に
最も考えらるべきであらうと思ひます。
この税法の施行せられた後においては
各地方においても行政費は成るべく少
くする、そうしてできるだけ負担の軽
減を図るということになるであらうと
私は考えるのであります。故に施政方
針においてかく申したわけでありま
す。

○野澤勝君 負担の軽減を図り節約さ
れるといふことはよく分るのでありま
すが、實際に地方税の地方における負
担の率と中央の国民負担の率は大きな
違ひがあるのであります。政府の発表
したように数字的に見ますと、中央
におきましては七百億圓の減税、地方
におきましては四百億圓の増税というこ
となつております。この食違ひが只今總
理の所見とは少し違ふのではないで
すか。

○國務大臣(吉田茂君) 只今お話にな
つた四百億と七百億との間の関係から
申しまして、すでに三百億の違ひが
あるのであります。即ち国民の負担と
言へば結局中央地方を通じての話であ
つて、地方税においても中央税におい
てもそれを總計においても国民の負担が
軽減なれば即ち軽減されたと言ひべき
である、この私は思ひます。

○野澤勝君 首相にお聞きしたいと思
ひますが、一々数字による負担の軽
減といふことは、国民生活における負
担の軽減にはならぬと私は思ひます。
今回の負担の軽減の政府の発表し

た数字的の減の主なるものは価格差補給金の減が要するに今回の減税の主なるものになつております。して見ますとただ単に数字におきましては減税という形になりまして、国民生活の上から見ると、これは減税ではないのであります。減税という概念が総理と私との間では少し違ふのではないかと、私に思ふ。その点について総理はただ数字上における軽減になつておれば、それですべて解決される、あなたの減税が解決されるというふうな考え方であるとするならば、数字技術家であつて、これは見解の相異でありますから、これは致し方ないと思ひます。何故かと言ふかといふは今日の税制から見ました負担の状態等を繰込んだ内容を数字検討し首相の反省を促したいと思ひますが、時間の関係もありまして、この点は大蔵大臣と国務大臣の方からお聞きしたいと思ふのです。先程同志岡田君並びに木村君から質問がありました。総理の答弁が不明で分らないのです。一体朝鮮事変が起つて以来日本の経済界に及ぼす影響は相当大きいと思ひます。先程総理は将来を見なければ分らんやうな話でございまして、現に肥料の問題、米の問題、これは直ぐ日本の経済に影響してゐるのであります。尙貿易上におけるところの輸出六億三千万ドルと、輸入六億三千万ドルも変化を来しておると思ひます。こゝういふ現実には日本の経済に影響のあることを将来になつてみなければ分らんとするやうなことは、政府の財政計画もあやしく且つ塞心に堪えないと思ひます。特にこの点に対して総理はいま少し親切に日本の経済の事情がどういふやうに推移されるかこの

際首相私観の骨子だけでもよいから一応その構想をお話し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(吉田茂君) 朝鮮事変は去る六月二十五日でありまして、勃発して今日に至つたのであります。さてその見通し如何。軽々しく見通しを立てて、これに策を立てるといふことは、これは財政家はできるかも知れませんが、我々はそのやうなことはできないのであります。現在起つた問題について善処する、これが現在の政治であり現実の政治であると思ひます。見通しに従つて策を立てる、大要結構のやうであります。往々にしてこれは間違ひの始めであると思ひます。故に事態が起つた場合に現実の事態に処してどう処するかといふことが即ち政治であると思ひます。

○野澤勝君 それならば現実の事態といたしまして朝鮮へ肥料を輸出して向うから米を入れるといふ、この米の食糧供給の關係だけでも現実には大きな変化になつてゐることは御承知でしやう。かような現実の問題に對しての経済的影響がどうなるかといふことは、政府の責任者である総理が知らなければならぬと思ひます。かような現実の問題を目前に控えて、あなたが現実を見なければ分らんやうなことは、この現実は何と見るか、かような現実を否定してのあなたの現実論ですか。

○国務大臣(池田勇人君) 代つてお答え申し上げます。お話を通りに朝鮮から米は輸入する計画がある。又或る程度実行しておつたのであります。併し日本の食糧は朝鮮ばかりに頼つておるわけじやないものであります。九十万トンの米の輸入がビルマ或いはシヤム、最近又エジプトから入つて来る状況であります。朝鮮の米が入らないということになりましたら、その代りの手配は十分つけておるのであります。で、そういう個々の事態に処しましては、我々としては万全の策を講じておるのであります。

○野澤勝君 大蔵大臣が代つて答弁されたやうですが、食糧計画が五十万トンでも九十万トンでも変更されたことは日本の経済の一環にやありませんか。それだけ日本経済に影響してゐるのです。朝鮮からそれだけ来んでも、よそから輸入する計画を万般立てておるから差支ないといふが、差支あるなといふやうな結果論ではない、現実にはさういふ問題が起つてゐる、これは長期になるか短期になるか一体どういふやうに日本は即応して、日本の財政経済を立ててゐるか、その骨子を話して呉れと、こゝう申し上げたのであります。併しこの点は意見が相当長くなりましてので省略いたします。

最後に一つこの点を御質問して置きたいと思ひます。今回新しい警察制度ができることを見聞しております。日本にはこの新しい警察制度ができると、国家地方警察、自治警察、更に新しい警察制度、この三本建になるわけでありまして。そうすると、一体この間の調整をどうするかといふことが問題になるのであります。私は財政面からこの点を総理にお聞きして見たと思ひます。今までも国家地方警察と自治警察の間には経済上問題がありまして、すでに総理も御承知のことと思ひますが、地方におきましては、財政計画の裏付けがない今日にありまして、この自治警察に對しましては、非常な心配をされたのであります。特に自治警察が犯罪の捜査のやうな場合には、国家警察に援助を請うた場合には、国家警察から応援に行きます。その場合は、自治警察の方で即ち自治体で負担しなければならぬ、かようなことがたび／＼ありまして、自治体は全く弱つております。今回新たなるこの警察制度ができましますと、勿論これは国家予算でございまして、地方の予算とは直接關係がないのでございしますが、過去の国家地方警察と自治警察の状態から見ても、又かような問題が起りはせんかといふことを、地方においては相当地心配されておるのであります。この点総理大臣の所見が如何でありますか、お聞きして置きたいと思ひます。

○国務大臣(吉田茂君) 従来の警察制度についてはいろいろ非難があり、又苦情があり、今お話のやうな点について、我々はしばしば聞いておるのであります。従つて警察制度全体についてどうしたらいいかといふことは、これまでいろいろ研究されており、又委員と申しますか、主管者、係を置いて研究させておるのであります。ところがこの度更に予備員を置くといふことになつて、この予備員の制度を差当たり考えますが、この度の予備員の制度については十分考察ができました。ならば、お話のやうな警察全体について更に考えを進めるつもりであります。

○野澤勝君 今の答弁は質問の要旨とは違ひます。自治警察の負担の加重されることを心配してゐるのです。過去の国家地方警察の間に経済上の問題を起してあります。この点は総理は明確に将来地方自治体に心配をかけるやうなことは財政上しないといふ言明をこ

の際して頂かんと、今後地方税法の審議に當りまして相当障害となるところが大きいと思ひますから、この際はつきりして置いて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(吉田茂君) これは私は將來どうするといふことは、これは成案を得ませんから、直ちにどういふことを得ませんから、併し地方の財政その他に迷惑をかけるやうなことを考へてお

○委員(岡本愛祐君) 木下辰雄君。○木下辰雄君 私に許された時間内におきまして総理大臣の見解を伺いた

い。細目については主管大臣から御答弁頂きたいと思ひます。総理大臣に對しましては總体的な問題について簡単に伺ひたいと思ひます。我が国の漁業は最も重大なる産業の一つでありまして、戦前においてはもとより世界一の水産国でありました。戦後においても一番先に立てられたのは水産業であります。現在私共の推定によりますと約十二、三億圓、金目にいたしまして今低落いたしましたも約二十五億圓程度に上つてゐるものであります。農業生産におきましては約一年間に七千五百億圓と聞いております。その約三分の一は漁業生産であります。かような重大なる産業をマツカイサー・ラインの内枠においてやつてゐる。従つて將來にもつと伸びる産業である、かやうに存じます。然るに歴代の政府の水産業に對する施策、助成が非常に少ない。或いは公共事業の使途において、或いは政府の助成において、その他万般において水産業に對する政府の施策は非常に貧弱であります。この貧弱な

る施策が税の方面においては非常に大きい、非常な負担をかけているのであります。例えば農業、林業或いは農業の営むところの畜産業については附加価値税、又今度の事業税は免税、併し漁業においては原則的に附加価値税或いは事業税をかける、ただ単に主として自家労力を以てなす業種に対してはかけないとなつておりますが、この限界も甚だ困難であります。それでこの前からは野澤氏の時分から本多君の時分にも、水産業の実態を見さに申しまして、この点の考慮を煩わしたのであります。それから又固定資産税、これは農業においては私共の計算では約三倍半ぐらゐの増加になります。然るに船舶においては、農業の地租と殆んど同じ船舶は十二倍乃至十八倍以上の増加になります。そうしてその課税が船舶の時価に対して百分の一、七をかける、こうなつております。その時価の標準をどこに置くか、又評価員がどういふように算定されるかというところが一向分りません。従つて私共は非常に不安に思ひます。それから又漁業権税というものがあつた。これは権利に対して税をかけるというところは非常に少ない。これは鉱業権におけるばかりで、殆んどないようでありまして、その零細なる漁民の漁業権に対しても課税している。而も昭和二十七年からこの許可料、免許料というものが取られる。そうするとこれは従つてダブる。さなきだに高税である漁民に対して二重課税のような税がかつて来る。現在漁業に対しては補給金の撤廃によりまして非常に困難している。それにこゝろの場合の大きな課税をいたしますれば、折角伸びつつあるところ

の水産業が非常に挫折する、打撃を受けるというやうな私共非常に危惧いたしておりますが、こゝろの全般的な水産業に対する負担の加重並びに助成の非常に少いことについての首相の御見解をお願いいたします。

○政府委員(小野哲君) 私代りまして御答弁申し上げます。水産業の地方税法上の取扱ひにつきましては、いろいろ御意見を拜聴し、又御議論も拜承いたしたのでございます。今回提案いたしております地方税法案におきましては、水産業に關しましては、種々考慮を拂つてあるつもりでございます。例えば附加価値税につきましては只今御指摘になりましたやうに、主として自家労力によつて事業を行いますやうな、いわば零細な漁業者につきましては、大体において大部分これが附加価値税非課税の措置を講ずべきものと信じている次第でございます。又固定資産税につきましては、御承知のやうにその事業の性質から考えまして、漁船等の取扱ひにつきましては、或いは修理の關係等につきましては、附加価値税において、特定の支出額に修理費を入れます、附加価値税の算定の場合に考慮を拂つておりますし、又或いは陳腐化であるとか、或いは未稼働、遊休というやうな場合に關しましては、将来昭和二十六年度において、時価に評価をいたします場合における価格の評価に際して、適當に考慮を拂ひたいと考えている次第でございます。かような考え方、勿論水産業が特に漁業が自然的な、或いは天災その他によりまして、事業が経営できないといふやうな場合に、漁民諸君の生活に與えますやうな支障等をも考慮得る

のでございますが、これは別途各地方団体におきまして、その生活の実態に應じまして、地方団体が、或いは減免の措置を講じ得る途をも考へていられるやうな次第で、只今御指摘になりましたやうに、農業と水産業とが、全然同じであるといふ考え方は如何なるものであらうかと存するのでございます。けれども、いろいろ御意見の次第もございまして、この税法案におきましては、種々考慮が拂われていゝといふことを申し上げて置きたいと思ひます。

○山下辰雄君 いろいろ細目の点については所管大臣なり政務次官なり、又私質したいことが相当あります。ただ私は吉田首相が水産業の重要性について、どうお考えになつてゐるか、又水産業に対するいろいろの施策が非常に少い、又税が非常に高いといふことについてどう考えますかといふことを、総理大臣から伺ひたいのでございます。

○國務大臣(吉田茂君) 日本の水産業については、決して政府は輕視いたしてゐるわけではないのであります。のみならず今日我々の最も關心を持つてゐるところは漁区であります。従来は南極、北極の兩極の間に日本の漁船が自由に漁業を営んでおつたのであります。これが非常に限られた範圍に、いわゆるマツカサー・ラインの中に限局されたのであります。これも御承知の通り、いつでありましたが、数ヶ月前に赤道近くまで拡張せられ、更に又近く一層の漁区の拡張ができるであらうと私は考へております。先ず漁区の拡張が第一であり、而して又漁船の改良とかといふやうなことも問題にいたして、相當に注意を拂つてゐるつもりであります。併し尙足りないとい

つて更に一千万円になるのであります。が、それらの些細の点についてこれ以上申し上げませんが、日本の海運貿易、これは日本再建の基盤をなすものであります。その地方税のときに税制的地からかような重要産業に対しては、適當に深甚なる考慮を拂つてお考えをお願いしたいことを、特に総理にお願いをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) 御意見は篤と承つております。将来御指摘のやうな欠点が明瞭である場合には無論政府としては考慮いたすことに決して吝かでないことを今日言明して置きます。

○岩本哲夫君 先の国会において地方税法案が否決されたことについては、その責任は参議院及び野党にあると言ひます。併し地方自治、財政の窮迫、困惑についての責任が今日いろいろ論議せられておることはありますが、この問題とはおのずから別途だと思ふのであります。然るに政府又は現党、自由党の方々は、前の選挙においても、又今日においても、地方自治財政のことやうな窮迫を來してゐるのは参議院及び野党の責任だといふことは、前に本多國務大臣が議會終了後各地の演説においても歴然たる事実であると共に、政府の各位においても、與党自由

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治財政が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのではなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

の責任が非常に困難に思ひます。今日地方自治のことについては我々もその実情はよく認識するのであります。野党にあるのでなくして、或いは参議院にあるのでなくして、政府にあるといふこと

あるが、国税面で拂うものはますます減税だということですが、果して中央、地方においてその税制に、いわゆる平衡統一化という点におきましては著しい食違ひが生じて来つたと思ふのであるが、政府はこれらに対してどのようなお考えを持つておられるか併せて承わりたい。

○國務大臣(池田勇人君) 国税にいたしましては地方税にいたしましては、同一の国民の懐から出るのでありますので、先程總理が言われましたように、我々は国税、地方税を一体として考へておるのであります。来年度におきましては七百億円の程度の国税の減税をいたしたいという強い希望を持つて、その方向において努力いたしておりますが、地方税におきましてはできるだけお話のように歳出の要らないものを減らして、そうして減税に充てられることが望ましいと考へております。政府は重ねて申上げますが、国税も地方税も一体として考へるといふ方針に変わりはないのであります。

○岩本哲夫君 それじやもう一点だけ……

○委員長(岡本愛祐君) 總理大臣に対する御質問ですか。

○岩本哲夫君 總理大臣に対する質問であります。非常に衆議院も参議院も地方税法に、又國民といたしましては非常に關心を持ち、おのゝ責任を盡していると思つておりますが、政府におきましては非常な關心を持つておられることも、関係方面におきましても同様であるといふことはよく分つておりますし、又極めて重大な時局に即応するいろいろの管轄におきましても極めて重大な問題だといふことにつき

ましても、よく我々は考へておるのであります。政府が今回再提出された地方税法案は、前の国会において否決されてから後のいろいろの客観情勢、その他いろいろよく検討して最善のものをここに提出しておるのであるということを重ねて強調されておるのであります。

ところが先程木村委員から御指摘のありましたように、兩院協議会に出された、衆議院側を代表された政府與黨の修正意見と、今般出された政府案とは著しく相違しておることは政府も御認識であらうと思つておられます。ところがその後情勢が變つてからあれやこれやの検討の結果これが最善だと政府はおつしやる、ところが今般民主黨において相当程度の修正意見を以て關係方面に折衝し、これと併せて社会及自由黨各位におきましてはそれぞれ連絡をとり、又自由黨からも我が民主黨に申出があるのであります。その申出の内容を今私はここで披露する必要はありませんが、今民主黨の修正案が若し入れられるならば自由黨も全幅の賛成をすると、かようなことは總理も御承知であらうと思つておられます。黨の責任者からの申出もありませんし、我が黨からの自由黨に対する交渉経緯におきましてもこれは明確であります。

でそうでありましたら、これは關係方面の承認を得られるかどうか分りませんが、仮に得られた場合にこれに対して自由黨は全幅の支持をし、同調するといふことであれば、兩院協議会において出された自由黨の最終修正案なるものの意味合から見ましても、又民主黨の今回の修正案が關係方面の承認

を得られたといふ場合においては、自由黨がこれに同調せられるといふことであるならば、自由黨を基盤とする政府の考へといひましてはこれが最善最後の案でない、交渉次第によつてはもう少し余地があるといふ点も含みを以ておる点だと客観情勢では、第三者におきましては考へられる点があるものであります。そこで政府は最終の案だと言つてしばしば繰返されておる断言的な声明と、今こうした事態に対する自由黨のお立場、御意見とは非常に違ひ、こうした最終最善の案だと言つておつても修正が通ればどうするか、若し修正が通らない場合にはどうするかという問題等を含めまして、極めて時局下重大なる政治問題であるのでありますから、こういう問題に對しまして總理はどのような見解とおつしやるを持つておられるかを承わりたい。

○國務大臣(岡野清磨君) 私からお答え申上げます。政府といたしましては只今提案いたしております税法案が現段階においては最良の案であるといふことを確信して出しておるものでございまして、併したばこの委員会においては私が申述べました通り、国会には自主権があり得るのであります。国会全体がこう修正しようといふことにその決議がなされれば、これは政府としてはそれに對して十分なる努力をすることを御誓ひいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 冒頭に申上げましたように一時間余を経過いたしました。總理大臣は渉外関係で退席をされますからさよう御承知を願ひます。大蔵大臣に對しまして御質問を願ひいたします。

○岡田宗司君 大蔵大臣に先ずお伺ひいたしたいのでありますが、今次の修正案は大体取立てますところの税額に於いては全然変更はない、附加価値税を延期いたしました、その代りに事業税を延ばして行く、事業税の税率も下げた、又固定資産税の税率も下げたが、これは取上げる、地方税總額についての変更はない、こういうことになつており、補正予算も組まれなかつたことになつておるのでありますが、併し只今岩本君も言われましたように、若し国会の意向によりましてこの法案に修正が加えられ、更にGHQにおいてもこれを認めるということになつて参ります、これが税額全体に響くということになりますれば大蔵大臣は直ちに本国会にその予算を、修正したところの補正予算案を出されるつもりであるか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 先程總理大臣がこの問題についてお答えなされた通りであります。

○岡田宗司君 次に伺ひたいのは、池田大蔵大臣は前国会におきまして地方税法案が否決されましたときには日本においでにならなかつた。その際の事情につきましては十分御承知になつておらなかつたと思つておられます。併しながら国会方面の意向、特に参議院の意向といふものはあつたに現われなかつた通り、又そのあとで開かれなかつたところの兩院協議会でも現われなかつた通り、随分政府と見解を異にしておるのであります。この点につきましては蔵相は勿論御報告を受けておられることと思つておられますが、今回出ましたところの法案が、前国会の意向を参酌したといふことを先程總理も、或いは前々から岡野國務大臣も言われておるのでありますけれども、なぜ税額の点につきまして、国会が非常に重いが故にそれについての見解をああいふに決めたのに對し、なぜその点についての修正をお加えにならなかつたか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) お話の通りに否決になつた當時はこちらにはなかつたのであります。併し電報或いは電話で知り、又大體の内容は新聞を取寄せて向うで見つたのであります。さういふことは向うの陸軍省或いはシャウブ博士も十分事情を御存じであつたのであります。従ひまして私が向うでシャウブ博士と前後十時間に亘つていろいろな折衝をいたしました、さうして只今のような案になつたわけであるのであります。附加価値の延期という議論のあつたことも聞いております。又向うに立ちます前に倍數が多いといふことも、九百倍といふことが高過ぎるといふ議論のあるのも聞いております。又税率の標準税率を或いは又もつと下げなければならぬといふことも聞いておるのであります。併し私としてはできるだけ千九百億円を確保する前提の下にできるだけ国会の意見を容れるよう努力いたしたのであります。今岡田委員からどういふところが變つたかとおつしやいましたが、附加価値税の延期とか、或いは固定資産税の税率の変更その他につきましては、我々の意見が或る程度聞かれたものと考えております。

○岡田宗司君 次に伺ひたいのは、地方財政の問題について、大蔵大

一致しないと思います。若し仮にこ

て考えろ、勿論我々は国も地方公共団
体も同じであると考えております。従
いまして地方財政の確立を図る意味に
おきまして、今回の地方税法案に対
する地方公共団体の活きる案だと考え
ておるのであります。

○野澤勝君 只今三点だけの御答弁が
ございました。住民税の点でございま
すが、住民税は負担分任の精神からと
いいます、前には世帯主だけです
よ。それが今度は恐らくどんな少い所
得税があるもので全部かけられるよ
うになつた。これは全部小さいもの
にかかると。一方法人の方は一切がこれ
所得に對する課税に除かれる、ただ法
人には、個人対象としての課税がされ
るだけであります。こういう点は負担
分任の精神に合つておられますか。

○國務大臣(池田勇人君) 一致してい
ると思つております。で、これは
法人をどういふふうに取り扱つかとい
うことにつきましては、昔から議論の
あつたところであります。日本は大陸
系の税法を採りまして、個人と法人は
別個の経済主体なりという考えの下に
やつておつたのであります。今年度
からの税制改正、いわゆるシャープ勸
告案によりまして、英米流の考え方
で法人といふものは、個人の延長である
という考えで今までのような別個の経
済主体として考えないという考え方に
立ちました。従いまして法人につきま
しては、所得割を課税しないといふこ
とになつたのであります。

○野澤勝君 これはドッジ・ラインの
精神を受継いだシャープ案としてこれ
は考へておられるが、大體資本の蓄積
論という問題になつて来ると思ひます
が、こういう考へ方であつた方が日本

の財政を処理しようといふことがす
でに誤つておると思ふ。私は日本のい
ゆる現状といふものが日本の財政状態
がどういふ状況にあるか、といふこと
は、これは経済学に明るいあなたが知
らない筈はない。例えばドッジ・ライ
ンがどういふと、シャープ勸告がど
ういふと、日本の経済の現状を分析
して、その上に立つて日本の再建復興
が勤労者の双肩にかかつてゐることが
重大である。かようなあなた方が情熱
を持つておられるならば、私は、かよ
うな資本蓄積論に對するところの法人
免稅論といふものを今あなたは努力し
て行かれる筈だと思ふ。この點に對す
るあなたの考へ方が、あなたは獨占賣
本蓄積論を大體考へておられるので
ありますから、それはあなたと見解の
相違としてこれは言ひません。かよ
うな點について私はあなたの見解とは
相違をしております。

更に平衡交付金のお話でございま
すが、私の質問に對してお答えがありま
せん。平衡交付金を今まで六百十八億
を處理して参つたのですが、今後平衡
の保証をしるという意味において公共
団体から交付申請をして来る場合に残
額分だけで處理して行くのか、前に流
用と言ひますか、行政処置したその六
百十八億の金をどういふふうにして今
後これを調整して行くのであるか、こ
の點をお聞きしたいといふことです。
今まで出したやつは出しつ放しでよい
のか、今後残つておる金で年度分を間
に合せて行くか、こういう點でありま
す。

○國務大臣(池田勇人君) 平衡交付金
につきましては国会に予算を御審議願
ひます。

つておるのであります。予算の範圍内
でやつて行きたい。従ひまして後の残
りの三百数十億はこれから出て来るこ
とになります。今まで出した分は出し
つ放しするあの金額と別に予算に要求
してとる考へはございせん。

○野澤勝君 そうすると千五十億から
六百十八億引いた残金といふことにな
るのですか。

○國務大臣(池田勇人君) さうでござ
います。

○野澤勝君 大蔵大臣は農村に對する
減稅は續けると言はれますが、實際上
においては減稅になつておらんのであ
ります。計数的に言ひますと、百八
十六億を減稅したことになつておりま
す。併し肥料の値上りだけで二
百三十九億値上りになつております。
そうすると差引五十億の増になつてお
ります。たしかに政府の数字の上には
これは出ておりません。併し私共の減
稅、増稅といふ解釈は所得生活を單位
にして考へております。生活を單位に
しない税体系といふものは、これは技
術的予算であり、技術的數字であると
思ひます。生活に根拠のない予算編成
といふものは、これは架空なものであ
る。併しこの點は政府は数字上におけ
るところの見解の相違といふわけであ
ればそれまででございすので、
私はこの點は深く追及はいたしませ
ん。併しさういふ事実の上に立つてお
るといふことを御承知願ひたいと思つ
ております。

最後にこの點は大蔵大臣に二、三御
質疑いたします。大蔵大臣は今後日本
におけるところの地方財政の財源につ
きまして有力なる財源を發見しなけれ
ばならないといふ考へがあるかない

か。今日のこの財源だけで受當だと見
るかどうか。この點を一つお聞きして
見たいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 肥料の値が
上つたために農村の支出が殖えたこと
は事実でございす。これは肥料は
農産物を売りまして農家の所得計算の
場合に必要経費になりますから、これ
は税の問題では負担が重くなる数字に
はならないと思ひます。

次に農村の地方団体の財政の今後で
ございす。私は今度の地方税法
案でやつて行けば地方財政は大體賄つ
て行けるという見通しを持つておりま
す。

○野澤勝君 私は非常に心外の御答弁
を聞いたのですが、大蔵大臣は肥料の
値上りは必要経費に申告すればそれだ
け省かれるといふのであります。一
体あなたの方の考へではすでに昭和二十
四年の前年度の所得より以下の申請を
する場合は税務署長の了解、許可を得
るというふうな通達まで出しておるじ
やありませんか。必要経費の問題は、
あなたに言はれるまでもなく、今日ま
で農村の団体は税務署を通じて、税務監
督局を通じて、それ努力して参つた
のであります。一方的な処置のため
に絶えずこれは抑えられております。
そこで問題になつて、今回は青色申告
のようになつたのであります。
かようなことは一応机上のプランとい
たしましてはあなたの御所見はそれ
で成立つかも知れませんが、原則的に二
十四年度の所得以下の納稅申告をする
ことができないといふことは一体どう
いふ考へなんですか。

○國務大臣(池田勇人君) それは所得
税法に規定がございまして、原則は前

年の所得以下には申告するな、これは
原則でございす。特別の事情により
まして所得が越つた場合には前以て税
務署長に自分はこういふという事情
だから前年度通りの申告はできないと
いふことに法律ではなつております。

○野澤勝君 この點は議論の相違でござ
います。大蔵大臣はこれは一応打ち切
りといふふうには信じておると申さ
れておりますが、私はこの問題は地方
公共団体から長い間叫ばれておる問題
であります。これは眞剣に池田さんと
しても考へて貰ひたいと思ふ。私は岡
野さんにもこれには相當苦心されてお
ると思ふのであります。これは長い間の
中央、地方の財政均衡分配の問題に關
して大蔵省と地方財政委員会との間に
ける物議をかもしておるわけであり
ます。あなたは知らん筈はない筈であ
ります。私はこういふ地方に對するこ
の無理な財源といふものは到底長く続
くものではないと思ひます。政府とい
つたものは正しいといふことに信じて
おるといふ言はれますが、私は恐らく
この地方税は假に通過するといつたし
ても八月から徴稅を実行する場合に
おきましては、今日でさえ一割五分か
らの徴稅未納額があるのであります。
それを八月からいよいよ新らしい税法
に基く徴稅を強行するといふ場合に
あります。農業協同組合は三万有餘
あります。一、二万有餘は半身不随なん
です。農村における経済は破綻なん
です。更に地方公共団体は自治運営が不
能になる危険を身近く感じておるの
であります。かようなことになつて来
る危険性をあなた達は感ぜませんか。そ
こあなた方が地方に對するところの財

源に対してこの際有力なる財源である所得税を元の附加税というものを止めて中央に所得税を取り、それから地方においても所得本税を取るといふような有力なる所得財源の中央、地方の按分をするといふような考えはないか。若しそれができないとするならば私は酒、煙草等の有力な財源を地方に委譲してやる意思はあるかないか、こゝういふ点を一つお伺いいたしまして私の質問を打ち切りたいと思つております。

○國務大臣(池田勇人君) 地方の財源として所得税の一部を委譲する考えはないかという御話でございますが、今の住民税は相当部分が所得割になつておりますので實質的には委譲と申しまするか所得税の課税をいたしておるかと考へております。尚又酒、煙草を地方の財源とする考へはないか、私は私見といたしましてはさういふ考へはございません。

○楠見義男君 税の問題に關連しまして一つだけお伺いしたいと思ひます。總理大臣にお伺いしたいと思つておりましたが、御退席になりましたので代つて國務大臣からお答えを頂きたいと思ひます。

それは北海道、東北、北陸等の積雪寒冷地帯に対する政府の考へについてお伺いしたいのであります。これらの地方が産業経済及び消費生活の面において他の暖國地方に比ばまして極めて危険の状態にあることは御承知の通りであります。従つて第一国会において参議院では積雪寒冷地帯における税制その他行政の各部面に亘りまして、政府の適切な措置をとられるように決議いたしましたのであります。こ

れに対して政府もその決議の主旨を十分尊重すべき旨の意思の御発表があつたのであります。今回の地方税法案を再び御提案になるに當つて、その点についてどういふふうにお考へになつたか、この点をお伺いしたいのであります。申すまでもないことであります。が、これらの地方の特殊性に鑑みて、政府は國家公務員については、寒冷地手当が支給されております。これを他の部面、單に農業の部面のみから見まして、これらの地方は御承知のようにに水稻耕作地帯でございます。農業恐慌の荒波をかぶる最前線に立たされておるのであります。米価は必ずしもその生産費を償ふに至つておりませんし、従つて国内の食糧自給度を極力高めなければならぬ、こゝう重要な時期に再生産を確保するのにも非常な困難を感じておる事情であります。

又只今も話が出ましたが、一方においては肥料補給金が廢止されて肥料が値上りになり、或いはこれらの地方の従来の特別な措置として、実は二重米価的な意味を持つた早場米奨励金の問題は、本年はとなく従来通り繼續されそうではあります。今後の将来の在り方については非常に危惧の念を以て見られておるような状況であります。折角農地改革によつて自作農が全国に創設されましたにも拘わらず、この自作農の維持をいたして参りますに必要なる適切な対策が、政府の面において欠除いたしてありますために、これらの自作農も、正に崩壊の前後に直面しておるような状況でございます。農業以外の一般の消費生活において困難を感じておりますことは申すまでもないことであります。單に冬の雪困

い、或いは防寒用のいろ／＼のことを考へて見ましても、事柄は極めて簡單であるように思ふのであります。そこで今回の改正せられた國の所得税法におきましては、特別の出費として医療費、或いは災害等に要する特別の費用については格除の途が設けられておるのであります。これは誠に結構なことと思ふのであります。併し自然的な恒久的な條件によつて、非常に不自由を感じておるこれらの地方は宿命的なりとして諦めざるには余りに負担が多いと思ふのであります。そこで参議院の先般の決議のごとき措置をとることが絶対に私は必要であると同時に、このことは單に国内の一部の地方に属しておるようによつて申すけれども穀倉地帯であります。これらの地帯について、單に農業という面のみに拘わらず、中央地方のこの税制の面において特別の考慮を拂うということとは大きな政治であると思ふのであります。この点について政府としては特別の考慮をなされる御意思があるかどうか、この点についてお伺いいたしま

す。

○國務大臣(池田勇人君) この問題は數年前から可なりやかましくなつて我々も検討を加えておるのであります。先般の決議がございましたが、具体的にどういふ案にするかというところまで行つておるのであります。實際問題といたしまして、所得税の收入見込額は、寒冷地帯の方に特別の格除をするか、或いは逆に暖かい地方では経費が少いから減らすかという問題もありまして、又区分が非常に困難なものであります。まあ日本のように寒いと

ころと暖かいところ、非常に違ひのある國は外には少いのであります。各府にはさういふ例はございませんが、我々もいたしましては先程お話のように、個人的事情も或る程度税率その他に入れないければならぬという考への下に、医療費とか災害費の中に入れてい

るわけであります。併しこの事柄は今回の寒冷地帯の農業或いは商業、その他一般に差等を設ける点は理論上はいのちであります。具体的な問題としては相當厄介な問題があると思ひます。いま暫く検討を続けたいと思ひます。

○楠見義男君 この問題は早急に御考慮の上で善処して頂きたい。このことが参議院の満場一致で以て成立いたしました決議の趣旨を尊重して頂くことを希望するゆゑんでありますから、どうぞ十分に御検討頂きたいと思ひます。

○野溝勝君 關連して……これは丁度大蔵大臣と地方財政大臣お二人おられますから特に私からも要望して置くのであります。私が立案した地方財政配付金の中で、東北北陸北海道單作積雪寒冷地帯の地方には〇・二%配付金を多くしたのであります。それは只今申したような食糧の増産、特に食糧問題については非常に努力しているという点、いま一つは非常に努力しても恵まれない地帯でございます。非常に財政的に気の毒な地帯、いわば單作地帯でありますから、経済的に弾力性はございません。かような地帯において

は精魂を打込んで仕事をやつてゐるのでございますが、能率が上りません。かような地方団体に對しましては、特に政府が目を開くという意味において、前回におきましては地方配付金の

中から〇・二%の増配をいたしたのであります。以上の歴史もあります。それから、或いは平衡交付金の最低行政措置、或いは外の方法でもいいのであります。すから、この点は兩大臣におきまして十分御検討、善処を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(野溝勝君) 野溝委員の御質問に對して私から一言御答弁申し上げます。丁度大蔵大臣におられるのでございます。実は寒冷地帯に對しては、私も非常に貧乏が困つていゝるということには同情もし、又負担の均衡化を図ることが今度の地方税法案の趣旨でございます。その点におきまして折角鋭意地方団体の財政需要といふものの測定を今いたしたつたのでございます。それは地方財政委員会でもやつてゐる次第であります。その地方財政委員会の報告がありましたら、その報告を私は大蔵大臣に取次ぎまして、その点に不公平のないように、又寒冷地帯がうまく行くように、こゝういふことを努力したいということ考へておりますことを一応申し上げま

す。

○村上義一君 私は公益事業、特に鉄道事業等につきましてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。時刻も大分過ぎておりますので、ただ一、二点だけ簡単に伺つて置きたいと思ひます。前国会當時に地方税法案を政府が国会に提出せられる前に、政府内におきまして民營鐵道事業の現下の困窮せる実情に鑑み、特に國鉄公社が免税であるという点に鑑みて、民營鐵道に對しましては軽く課税をするといふふうにより決まりましたが、關係方面の了解を得ることが遂にできなかったというふ

うに聞いているのであります。然るに今回におきましては、この民営鉄道事業にとりましては、殆んど致命的の重税であるといつて差支えない程になつてゐるのであります。これは関係の向に御提出せられました実情調査、又データーが適確でなかつたというためではないかと思ひます。そのために関係の向をして実情の把握を誤らしめた、又誤つた基礎数字の上に判断をせしめたという結果ではないかと思ひます。又かく信すべき事由もあつたのであります。これは長くなりまして午後後に譲ります。で私お尋ねしたいのであります。政府はこの国会におきまして関係方面の了解を得るために適確なデーターと実情を明らかにして、もう一度努力をせられる御意思はないか、この点を先ず伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清素君) 答え申上げます。御説の通りであります。只今の段階では私鉄なんかの点におきまして、現行法即ち立案いたしました提

出いたしてあります法案の通りにするより外に途がなかつたのでございまして、正確な、又向うを納得し得るデーターを作ることに御協力を願ひまして、そうしてこれをしては努力いたしたいと存じます。尙一言附加しますが、只今日本国有鉄道の問題につきましても政府としては研究している次第でございます。

○村上義一君 シャープ税制使節団の報告では国税において六百億余り減税になる、地方税においては約四百億増徴になると、結局二百億余りの減税になるということが記されているのであ

りますが、この四百億の増税というのは、大体地方税の三割五分程の増額になる。つまり増額は約三割五分だといふふうに解釈されるのであります。民営鉄道に対する地方税法の改正案による増額は、地方税におきまして大体四・八四倍つまり三十八割四分増だといふふうに相成るのであります。国税、地方税を通じて三・七倍になる、即ち二十七割増といふふうに相成るのであります。勿論この数字につきましても、後刻時間をお尋ねして十分政府御当局にお尋ねして、その的確さを明瞭にしたいと思ひます。このように税金の負担の能力のない今日窮迫している民営鉄道事業に、又この公益事業に對しまして、平均増徴率三割五分の十数倍になる増税を課するといふことは、いかなる観点から見ましても妥当でないと思ひます。この点につきましても更に政府の御意見を伺ひたいと思ひます。

尙鉄道事業は御承知のごとく非常に歴大な施設を創業に當つて完成することによつて多数の従業員がこれを運用することによつてサービスの価格である運賃といふものは、非常に厳正なる規制をせられておることは事業の性質上当然であり、又多言を要しないところであります。平時におきまして、普通の年次におきまして年間の収入は固定資産価格の大体一二%乃至一三%程度に過ぎないものであります。外に実例を見ないといつてもいい程その資本回転率は微弱なものであります。今度の固定資産課税は従いまして非常に収入からい

います。これは結局最終的には大衆課税となる性質のものであります。このういふことは甚だよろしくない。特に先刻も國務大臣が一言お触れになりましたごとく、同一のスタンダードポイントに立つべき等の国有鉄道が免税されておるといふ点も睨み合せまして、益々當を得たものでないと思ひます。意味から課税の是正をし、軽減すべきものだと思ひますが、政府の御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清素君) 答え申上げます。その点は將來考へなければならぬ点と考へます。午後から御資料を頂きまして、事務局によく検討したいと思います。

○委員(岡本愛祐君) 木下君、大蔵大臣に對して……

○木下底雄君 極く簡単に兩大臣に……。先に小野政務次官からちよつと御答へになりましたが、概点は、附加価値税、即ち事業税に関する問題であります。この法においては水産業に附加価値を課することとなつております。但し主として自家労働を用いて行ふ事業で、政令で定めるものは加へない、こゝなつております。ところが主として自家労働で行ふ事業といふものは何千と、或いは何万とありまして、それを一々政令で定めるといふことは非常に不可能ではないか、これはむしろ漁業の実情を知らない人が立案したのではないか。私としてはむしろ漁業には附加価値税を課さない、但し政令で定めたものはこの限りに非ずといつて、課するものを政令で決めてやつた方が遙かにうまく行く、實際において

同じであると存じておりますが、それに対する政府の御見解を伺ひたい。

○政府委員(小野哲君) 木下さんから只今仰せになりましたように、企業的な経営をやつております水産業等については課税の方法をとつてはどうか、又そのいかり方を法律案の中に明示してはどうか、こゝう御意見のよう承つたのであります。この点につきましても、政府におきましても他の事業、特に農業等との関係において研究をして参つたのであります。その結論といたしまして、勿論トロール漁業であるとか、或いは捕鯨漁業等は企業的な経営をするといふことで、これは勿論御異存のないところでございまして、併しながら沿岸漁業等におきましても、一般の漁民の実態を考へてみましますと、大体主として自家労働を用いる場合におきまして、これを非課税の対象とすることに依つて大体御趣旨に副いて得るような措置が講じ得るのではないかと。そして自家労働を用いますといふことは、如何なる程度であるかといふことが主として考へ方でございます。この点につきましても、その程度の内容を政令によつて規定をいたしたい。従つて大休年間を通じて三分の二以上上ぐらゐる事業を行う御本人、或いはその同居の親族の労働によつて行われたい。これを非課税の対象といたしたい。これに御趣旨に副うような措置がとり得るのではないか、こゝう考へ方からこの税法案におきましてはさうな規定を入れたらうな次第でございます。

○木下底雄君 もう一点伺ひます。固

定資産税の問題ですが、これは水産においては漁船ですが、これが時価の百分の十をかけることになつております。時価は一体どういふ標準であるか。これは船といふものは千差万別、大小皆違ふのであります。なかくその標準は決めににくい。而もこの方法においては市町村に委員会を作つて大体その評価をする。さうになつておるようでありまして、市町村といふものはどちらかといふと税を取る方の側であります。漁村部落あたりは殆んど取る側でない。若しこゝういたしましたならば、時価の算定が非常に不公平になりはせんか、こゝう考へを持つておりますが、一時時価の標準及び委員の選定方針はどういふふうな考へであるか、これを一つ……

○政府委員(小野哲君) 木下君の御懸念になつておりますように、数多い漁船の時価を評価いたしますことは、なかなか容易ならん仕事であらうと思ひます。今回の地方税法案におきましては、御承知のように各市町村に評価委員を置きまして、その評価委員は当該市町村長がその地方議会の同意を得まして、適任者を選定することになつておるわけでございまして、勿論その他の結果の責任は当該市町村が持つことの建前を取つておるわけでございまして。併しながら漁船の評価は御承知のように売買価格を基準として行いたいと思ひます。こゝう考へておるものでございまして、全国に亘つて多数の漁船がある事情に鑑みまして、中央におきましては地方財政委員会におきまして、一応の評価基準を定めまして、余りに各市町村においてちがはくは評価が行われないうちに適切な指導をいたして参りたい

と、かような心組で目下地方財政委員会準備を進めておるような次第でございます。

○委員(岡本愛祐君) 木下君に申し上げますが、大蔵大臣にですか。

○木下辰雄君 両大臣にお伺いいたしたいと思いますが、ちよつと二分ばかり……漁業権に対して税を課するといふのですが、この前の国務大臣、本多國務大臣は、二十七年から漁業権及び許可料を取る。そういう場合においては、相当漁業権に対しては考慮するつもりだといふお答えがあつたようですが、一体大蔵大臣は漁業権に税をかけることが至当であるかどうか。殊に権利上許可料を取りました場合においても、漁業権の税を取るといふ点についてお伺いをいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 私は詳しいことは存じませんが、漁業権として、物件として認められる場合において、財政上の需要によりまして課税するといふことは、そう無理な税制ではないと思ひます。これはやはり全般的財政需要の点その他いろいろの独立税、いろいろな税との兼ね合いの問題でございますから、これだけでどうかといふことはなから、むづかしい問題でございます。財政需要或いは地方税でどんな名目の税をかけておるか。全般から考えて見なければならぬと思ひます。漁業権という一つの物件に対して課税するのは、そう大した無理な税制ではないといふ基本観念を持つております。

○委員(岡本愛祐君) 中田君に申し上げますが、大蔵大臣は十二時半涉外関係で退席のつもりでありましたから……

○中田吉雄君 簡単に大蔵大臣にお尋ね申上げたいと思ひます。この地方税法案が、仮に通りまして、私は現在の地方の財政経済の實力の点から申しまして、なか／＼適応できにくいものである。従つて極めて近い将来に、又改正しなければならぬと思ひわけでありますが、これに關連いたしまして、大蔵大臣は現在の財政経済の段階を、どういふふうにご判断されるかといふことについて、お尋ねいたしたいと思ひわけであります。このシャウ博士の報告に基きます税財政の改革は、ドツジ公使の経済安定九原則と表裏一体の關係をなしまして、一つの体系をなすものであるとまあ考えるわけであります。ドツジ公使の貫くイデオロギーについては、私の申すのも備越でありますが、何といたしまして、インフレーションを抑へたいとして、資本を蓄積すると、こういう大きな筋で貫かれておられるわけであります。シャウ博士の税制によりまする報告も、殆んどこれと歩調を一にするものでありまして、これがドツジ公使の経済安定九原則と同時に進められたならば、私は非常に日本の再建について効果的な役割を果すのではないかと思ひわけでありますが、非常な時間的にずれてい

るわけであります。そういう点で問題があるのではないかと思ひわけでありまして、それはドツジ公使の方式に對して、いろいろ／＼な批判がありますが、インフレーションが或る程度収束いたしましたして、資本が蓄積いたしましたして、生産は政府の白書を見ましても増大いたしておるわけであります。この段階におきまして、問題なのは更に飛躍的に生産を、即ち資本を蓄積いたしまし

て、生産を増大するといふよりも、有効需要を喚起いたしまして、経済不況の根源を絶つといふことが、私は日本の財政経済の当面の大きな目標ではないかと、まあ愚考するわけでありまして。例えば、現在何といたしまして、皆があらさまに言わないといひたしても、日本人全体が苦境の打開策を、望んでおるといふことは、如何ともいたしたい点であります。そういう点はやはり生産は増大したが、商品の捌け口がない。経済恐慌をそういうふうには打開したいといふことは、これは公にはできませんが、それ／＼の経済人の心の中にあるわけであります。そういう点で私は経済政策を大きく転換いたしまして、そのためには、先ず賃金ベースをある程度上げるとか、農産物の価格を適当な水準にするとか、枯れ切つた地方財政に有力な財源を與えまして、そうして、有効需要を喚起いたしまして、不況を絶つ、資本の蓄積と有効需要をじく／＼に切替えて行くことが必要でないか。まさに私は現在の段階が、そういう時期に達しておるのではないかと思ひわけであり

ます。現在の一年といひましたら、非常な時代の数年間に當るわけでありまして、そういう点で私はドツジ公使の方式と、一年有余進んで行われるこの改革とが、あまりにも時間的ずれがあつて、そういう点から早くこの地方財政の改革の制度が續くではないかと、こ

けであります。大臣はどういふふうにお考えでありますか。

○國務大臣(池田勇人君) 経済安定九原則の線と、シャウ博士の税制改正案とは、私は時間的なずれはないと思ひます。シャウ博士もあの安定政策は十分頭に入れてお考えになつてゐる点だと思ひます。それと申しますと、不成立によりまして二、三ヶ月のずれはこれは止むを得ないのでございます。大体一環して行つてゐると思ひわけであります。そういう二、三人の考え方を入れました私に適當な方法として進んでおるのであります。今の経済の段階をどうかといわれるが、大体仰せの通り

に考へております。インフレも止つて安定から自立に向ひつゝある。そこでじく／＼というわけではございませんが、世界の経済情勢を見ながら、國內におきまして生産を殖やすと同時に、或る程度直接消費もやつて行かなければならぬ。これは今の日本のインフレが消費インフレであるといふことを常に頭にに入れて適當な度合に適當なとき

に、そういうことを考へて行きたいと思つております。

○委員(岡本愛祐君) それでは午後二時まで休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後二時二十五分開会
○委員(岡本愛祐君) 休憩前に引續き連合委員会を再開いたします。質疑を続行いたします。

○藤野繁雄君 市町村民税について續いて質問をいたしたいと思ひます。改正の所得税法では、農家の中で、農業の専従家族に対しては、扶養家族として取り扱つておるのであります。一方

のほうにおいて、扶養家族として取り扱つておるにも拘らず、地方税では扶養家族として取り扱つていないといふことは、片手落ちではないかと思ひます。市町村民税において、所得税法と同様に、農業専従の家族に対しては、扶養家族として取り扱われる意思はないのかどうか、お尋ねしたいのであります。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。只今お話になりました農家の家業に専従してゐる者につきましては、大体御所見の通りの考えを持つております。

○藤野繁雄君 只今の答弁によつて見ますと、農家の専従家族は、扶養家族として取り扱われるといふことに解釈して差支ないか、こう思ひます。度確認したいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 専従者につきましては、御承知のごとく所得課税は課税しない考え方を持つておりますし、又均等割につきましても、考慮を拂つておる次第でございます。

○藤野繁雄君 次に、固定資産税についてお尋ねしたいと思ひます。いろいろの協同組合が持つておるところの固定資産の大部分は、中小資産者の施設を増進するために持つておるのであつて、この固定設備によつて、国民経済の発展に寄與するようにいたしておるのであります。従つて政府は協同組合の固定設備に対しては、あらゆる方法を以て過去において奨励をしておられるのであります。又将来も奨励せられることだろうと考へるのであります。例を挙げて見ますならば、例えば農業倉庫のようなものに対しては、

のほうにおいて、扶養家族として取り扱つておるにも拘らず、地方税では扶養家族として取り扱つていないといふことは、片手落ちではないかと思ひます。市町村民税において、所得税法と同様に、農業専従の家族に対しては、扶養家族として取り扱われる意思はないのかどうか、お尋ねしたいのであります。

りも三十億円も増税になるというよりなやり方をやるということとは、育成強化の言葉と正反對の結果を来たすのではなからうかと、こう考へるのであります。私は總理大臣の報告、或いは委員会における農業協同組合を育成強化するという答弁の要旨から、こういうふうな附加価値税であるとか、或いは固定資産税であるとかいうようなものは、育成強化のために非課税にして、或いは減税にして、農業協同組合が立つて行き、又そのために食糧増産もでき、すべて国家再建ができるようにし向けるのが適當ではないかと思ふのであります。この点に対して御意見を拜聴したいと思ふのであります。

○政府委員(小野哲君) 藤野さんの御意見は誠に御尤もでございまして、農業協同組合を育成強化して行くという考え方には、何ら變りがないのでございまして。又今回の地方税法を立案するに當りまして、これらの点をできるだけ許さるる範圍において考えました結果、附加価値税におきまして、農業協同組合については特例の措置を講じまして、幾分なりとも御趣旨に副うように、又負担の面で軽減を図り得るようという考慮を拂つたような次第でございまして。ただ地方税制の全体の体系を考え合せて、特に農業協同組合のみを育成助長の手段として非課税の対象にするということは、全体の均衡上から言つてそういうことができなかったことを御了承願ひたいと存じます。

○藤野雲雄君 新地方税法案の提案の要旨によつて見ますと、附加価値税は昭和二十六年度では四百十九億円、平年度では四百四十一億円、市

町村民税は昭和二十五年では五百七十五億円、平年度では四百七十億円、固定資産税では二十五年度で五百二十億円で平年度で五百九十三億円、こういうふうな關係であります。これを御承知願ひたいと思ふのであります。附加価値税、及び固定資産税共に初年度は平年度よりも少いのであるのにも拘わらず、市町村民税だけが、初年度が平年度よりも多いところの理由を承わりたいと思ふのであります。或いはこれは市町村民税が昭和二十四年度の税金が、所得税が高かつたからこういうふうなことになるのかも分らんと思ふのであります。この点お伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) お説の通りであります。

○藤野雲雄君 若しそうであるとしたら、市町村民税も或る程度減税をして、附加価値税及び固定資産税と同様に、初年度においては平年度よりも少くするのが理想ではなからうかと思ふのであります。そういうふうなことができなかったところの理由がどこにあるか。お尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(小野哲君) 御承知のように、予てから御説明いたしておりましたごとく、昭和二十五年の地方税収入額が千九百八億と相成つておりますので、全体にこの枠の中での税にどの程度の増減を組み込むかということに問題がかつて来るわけでございまして、従ひましてこれらの点から考えますと、只今の御意見は御尤もとは存じますけれども、財政計画の見地から申しまして、只今考へておりますこ

とが適當であると思ふ次第であります。○伊達源一郎君 私は新聞全体の、この一般新聞のことについて政府の御意見を承わりたいと思ふのであります。先ず最初に政府は新聞を公共事業と認めておられるかどうかという点であります。今まで新聞は公共事業と認められ、占領政治におきましてもプレスコードを作りまして、新聞は公共事業である。殊に民主主義を推進して行きます上に非常な重要な事業である。そのためにこれだけの義務、責任を負わねばならぬという義務、責任を明かにしまして、そうして公共事業として統制して来たのであります。吉田總理も何らの報道情報を持たない。一に新聞によつておるといふことすら述べられたごとく、今日日本の民主主義を推進して行きます上に、新聞の役割は非常に重大であります。これを政府は單なる營業、營利事業として見られるか。公共事業として見て、そうして課税の問題等もせられるか。そう公共事業として認められるか。認められないかという根本のお考えを先ず最初に承わりたいのであります。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げます。新聞事業がその公共性を持つておるものであるという点に關しましては全く同意でございまして。ただ従来から新聞事業につきましては、或いは取引高税の対象とし、又は事業税の対象とされておつたことは御承知の通りでございまして。併しなから今回附加価値税を施行するに當りましては、その経営の規模なり、或いは分量というような点を主として対象といたしまして、

それによつて生じた附加価値を課税の標準として捕捉するという考へ方からいたしますと、従来の考へ方と相合せまして、これに對しまして課税をするということに相成るのでございまして、政府といたしましては新聞事業の特殊性に鑑みまして、できるだけその負担の軽減を図るようにはいたしたいという見地から、今回は第三種事業として扱ふことに現段階においては決定をいたしておるよう次第でござい

○伊達源一郎君 昨日、一昨日のいろいろな質問に対して政府の答へられましたところでは、農業組合等におきましても、公共の性質を帯びてゐるものは非課税とするということが言われておりました。新聞を公共事業と見られるならば、原則として非課税にするのが適當でないか、そうすべきものでないか、又課税すると非常に沢山の弊害が起つて来るということをお考へになるかならないか、その点を一つ。

○政府委員(小野哲君) お説のように新聞事業は勿論一般の出版業につきましても、或程度までの公共的な性質あることは否めないだらうと思ふのであります。特に御指摘の新聞事業につきましては、時事の報道、ニュースの提供等、特殊な事情のあることは重々承知いたしておるのでございするが、只今のところは政府といたしまして、その負担の軽減を図る意味において、その事業の指定を第三種事業といたす程度の措置をとらざるを得ないやうな事情にあることを御了承願ひたいと存じます。

○伊達源一郎君 それではたとへ非常

都合上課税をしなければならぬという考へでありますか。(〇)もう少し大きな門でおつしやつて下さらないと聞かないです。と呼ぶ者あり私は根本の思想についてお尋ねしておるわけであり

○政府委員(小野哲君) お説は誠に御尤もで、先程来お答えいたしておりましたように、公共性というものを無視するという考へ方ではないのでござい

○政府委員(小野哲君) 御意見は誠に

に突は申しておるのでございます。特に新聞事業を営みましております場合に、一面地方公共団体との関連をもち、相対大規模の施設を以ては、又多数の従業員を擁しておられます。又、多額の経費を要する事業でございます。やがて如何に公共性が強いといふと申せ、当該地方公共団体から受ける利益の限度におきましては、応分の御負担を願うことが、やはり今回の税制の一つの目的にも相成つておりますので、これを彼れ考へ合せまして、只今申しましたような、現在のところ取り得る限度における新聞事業に対する取扱をいたしておる、かように御了承を願つて置きたいのでございます。

○伊達源一郎君 私と同じことを繰返すようでありませうけれども、その軽減したというところをおつしやる前に、新聞は課税してはならない程困難な事業であり、又この場合日本においては非常に重要なものである、その新聞の機能を阻止しても課税せなければならぬという程な理由があるかどうか、殊に附加価値税におきまして新聞の課税せられる点は、主としてニュースに税を課けることになるのであります。原料等は新聞では比較的軽いアイテムであります。大事なのは報道のため正しきよきニュースを集めるということでありませう。これに最善の努力をしておるのであります。附加価値税は主としてニュース課税であります。ニュースに税を課けるといふようなことは世界のどの国にもありません。デモクラシーの国にないことでもあります。それをも押切つてやらなければならぬ程な

財政上の重大な理由がありますかどうか。

○政府委員(小野哲君) 只今ニュースに課税するという御意見を伺つたのでございますが、私共の今回の税の立て方から申しますと、その事業がいろいろの要素によりまして価値を増加し、言換へればもう少し大きく申上げますと、国民経済に価値を増した、こゝういふような観点から申しまして、その価値をとられて課税標準にいたした、こゝういふ考え方をたてておるもので、單にニュースを対象として課税するといふ意図は持つておらないのでございます。この点につきましては尙十分に御意見は拝承いたしました。私共の参考にはいたしたいと存じます。が、私共の考え方のそこにあるということをよく御了承を願いたいと存じます。

○伊達源一郎君 私の言葉が足りなかつただらうと思ひますけれども、原料などを引きまして残るところの価値を加えることは、直ぐそれはニュースというものが主体になつて、結局ニュース課税であるという結果となるということを上上げるのであります。今日本国民の生活において最も大事なニュースに税を課けて、そのニュース報道の機能をまづくてもかまわぬというお考えであるかどうか。

○政府委員(小野哲君) 私共の考え方は先程から再三御説明を申上げたのでございますが、事業の分量、そゝういふふうなものを考へまして、單にニュースのみを対象としてこれに課税するといふふうな考へ方ではないのでございます。併しながら御意見の点は十分に拝聴いたしました。尙今後研究の

場合におきましては参考とさして頂きたいと考えております。

○伊達源一郎君 附加価値税は主として消費者に転嫁される税であるといふことの御説明がありました。新聞の場合におきましては転嫁すると言へば購読料を上げて読者の負担にすることだろふと思ひますけれども、今新聞は御承知のように統制されておりました。販賣値段といふものは決つております。自由な上げ下げはできないことになつております。そゝういふ現状においてつまり統制が解ければ別問題であります。手外に融通し転嫁するといふことはできない情勢にあることは御存じと思ひますが、そゝうすると、それはすぐ新聞のニュースの価値を減するより外に方法はないといふ結果になります。が、それでも仕方がないといふお考えであるか。

○政府委員(小野哲君) 附加価値税の性質が転嫁性を持つておるといふことは先般来お聞き及びの通りでございます。従ひまして理論上の問題といたしましては新聞料金等に、言ひ換へれば一般の消費者に転嫁し得る場合が予想される次第でございます。

○伊達源一郎君 転嫁され得ることが予想されるとおつしやいます。新聞のごときは転嫁され得ない事情に現在あるといふことは御承知のことだと思ひますが、その点について……

○政府委員(小野哲君) 御承知のようにならぬ取引高がございませう。これは転嫁されておつたと思ひます。それから又新聞に附加価値税を課しました場合に、どこに転嫁されておるかといふことも、これも又必ずしも購読料金

に転嫁されなければならぬことはございませう。或いは広告料金を上げるといふふうな場合もあり得るわけな

に転嫁されなければならぬことはございませう。或いは広告料金を上げるといふふうな場合もあり得るわけな

○伊達源一郎君 今のお話でございます。と、広告料その他に転嫁したらいいじやないかといふことと思ひますけれども、こゝういふ費用は広告に転嫁され

○政府委員(小野哲君) 私は実は広告料を一例に申上げたのでありませう。転嫁するのには常に広告料金でなければならぬといふことではないのであります。という意味合において実は申上げたのであります。或いは企業をもつと合理化いたしましたり、いろ／＼な方法があるだらうと思ふのであります。絶対できないといふふうな言つてしまひますともうみんなそうなつてしまふんじやないかといふふうな氣持を持つておられますから一例に申上げたわけでありませう。御了承願つて置きたい

と思ひます。

○伊達源一郎君 私の申上げるのは、主義として言論機関を保護して行くといふことが、占領軍の日本を民主化する上における極めて重大な政策の一つになつておると思ひます。それから新聞に與えられておるところの使命任務というものは、現状におきましては非常に重大であつて、税制の單なる措置からこの大方針がゆがめられてはならぬといふのが私の立場であります。それで第一種から第三種に下げてやつた

は、金額の上から行きますれば、或いはそのパーセンテージの上から行きますれば、非常な御考慮がそこにあることは分りますけれども、その單なるパーセンテージの減らされたことよりもつと重大なことは、新聞といふものを保護して行かなければならぬといふことは、恐らくは政府の立場でもあろうと思ひますが、そゝういふことはい

に足らんことであつて、税制の上において算盤がよく行けば、それで新聞の

う方点にあ
ておられるのかどうか、その意を
たいと思います。
○政府委員（小野哲君） 御承知の
に昭和二十五年年度の、地方財政計
に千九百八億の税収額を見込んでお
す。従つて二十五年年度における地
政の計画的な運営を計つて行きた
考えておる次第でございます。従

法の趣旨に応じた計画を立てまして、全体としての見通しを付けながら進んでおるような次第でございます。只今お話しになりましたように、税徴収の方法が前年度所得額による場合と、又現年度所得額による場合におきましては、その間においてどうしても国民所得の変更等に応じました一つのずれが起つて来ることは、真に止むを得ないのではないかと思うのでございますが、この徴収方法の将来につきましては、尚実績に徴して更に研究を続けて参りたいと思つておる次第であります。

○岩間正男君 政府も前年度の所得を基礎にして徴収することの不合理性については或る程度認めておられるのです。実際これは昨年度の所得税の徴収方法については、今年度ですでに改革があることを以て見ても、政府がそれを認めていられると思うのですが、そ

れにも拘らず昨年度の所得税を基礎に
して、ここに地方税を徴収する、こ
ういふ形になつておるの、やはり依
然としてその不均衡は免れ得ない、こ
ういふふうに思うのであります、何故
その点は進んでむしろ現状をもつと捕
捉する……。今年の国税における所得
のような方法を便宜的な手段として取
られないのか、或いはそこに本質的な
意義を認めておられるのか、その点は
どうなんでしょうか。

○政府委員(小野哲君) 只今の御意見は結局当該年度の所得を取らない結果から生ずる問題でございますので、只今の市町村の状況なり、或いは先程申しましたような実情から勘案いたしまして、前年度の所得額に基礎を置くということにならざるを得ない状況に

ありますので、只今申しましたように、尙今後もこれらの点につきましては、実態に合うような工合に研究をして参りたいと思います。

○岩間正男君 結局まあ便宜な方法
というふうに解釈していいわけでごさ
いますね。そういうふうに考えられる
のじゃないかと思いますが、とに角ま
あ今までの申告所得とか源泉徴収の場
合、それからいろいろの場合に税の負
担の不均衡ということが非常に大きな
問題になったのですが、而も今度の地
方税法でも大衆的な影響を持つところ
の市町村民税、こういうものがそうい
うような不均衡なものを土台として課
せられる。而もそれは便宜だ、一時的
なものだ、研究する、将来に残すの
だ、こういうような形でありますけれ
ども、この点については非常に多くの
問題が依然として残つておるのじやな
いかと思うのであります。

更に問題を進めるのでありますが、政府は国税とそれから地方税との関連におきまして、本年度は三百億の減税だということを一応謳つておるのであります。併しこの三百億の減税を受ける部分が国民の各層別に考えて見るときに、どの層に行くのであるか、この点が非常に大きな問題になるのじやないか。例えばこれを市町村民税の場合に求めて見ますときに、ここにちよつとした資料がございますが、例えば定額所得者の場合は住民税が非常に大きなものになります。例えば東京都の例をここに引いて見ますというところ、まあ六万円、月給で五千円ですか、の場合は昨年は三百五十円というような住民税でございましたが、今年度はこれに對しまして三千一百円、約九倍近くで

あります。それから八万円の場合を引きますというと、これは四百二十円であつたものが四千三百円、それから十万円の場合を引きますというと、六百万であつたものが五千六百五十円、実に十倍、九倍というようなこれは負担になつて来るのであります。このような定額所得者のところに非常に大きな負担が出て来るのでありますけれども、まあ高額所得、それから法人、こういうような場合におきましては、これは割合から見まして非常にこれは低い、こういうような形になつて来るのであります。従つて政府が三百億減

税……、總括的にこれは宣伝用として、こういうものを宣伝しておるのでありますけれども、その減額は非常に高額所得者に対してだけ行なつて、そうして低額所得者の場合には、むしろその場合には曾て第七国会において政府側から出された資料によつても分るので

ありますけれども、国税それから地方税を総括して考えて見ても尙増税というような例が出ておるのであります。或いはここに資料を持っておりますから細かいことは説明はできないのであります、こういうような点について政府はどういうお考えを持っておりますか、その点伺いたいと思います。

○政府委員(小野哲吾) 岩間さんが言われましてように、政府といたしましては国税地方税を通じて三百億の減税を見込んである。これは数字上はつきりと出ておるのであります。だが税種によりましては或いは従前よりも高くなつて来る、或いは固定資産税等とあるとか、或いは市町村民税につきましては高くなるということは昨日來のこの委員会において、いろいろ御議論

のあつたところであります。併し国民の負担の軽減は私共の見解としましては国税、地方税を通じて見なければなりませんと同時に、地方税につきましても全体としての地方税がどの程度まで負担の軽減が行われるかということを御覧願わなければならぬかと思うのであります。只今御指摘になりました六万円所得者の市町村民税が現行に比較いたしましたして、数倍乃至十倍になるという算定の基礎がどこに置かれておるかば承知いたしましたせんけれども、必ずしも市町村民税そのものだけを捉えて考えますと、現行に比較いたしました

して重くなることは明らかでございます。併し全体として考えますと、必ずしも増税にはならないでむしろ軽減される、こういうふうに考えておる次第であります。

○岩間正男君　この税種によつてというお話がありましたけれども、併し附

加価償税、固定資産税というようなの
のが、先程から御議論になっておりま
すように、非常に大衆の負担になる。
政府の資料によりますとこの外に間接
税による、いわゆるその軽減によると
ころの税負担の軽減が資料に出ておる
のでありますけれども、最近において
はむしろ公定価が相当値上りを示して

おる、今申しました固定資産税に
おけるものの地代、家賃の値上り、それ
から物価の値上り、こういうものは全
部大衆にしわ寄せされるようにできて
いる。そうして最も大衆が一番大きな
直接関連を持つものは市町村税であり
まして、市町村税におきましても今政
府側から御答弁がありましたように何
倍も大きな負担になっておる。こうし
ますと彼これ総合いたしますと、税種

によつてというお話でありますけれども、これはこういうものを総合すればもつと／＼この犠牲が大きくなるというふうに考えられるのです。今の税種によつて違ふのであつて、それを総合的に見なければならぬという御説明はむしろおかしいと、こういうふうに考へております。この点如何ですか。

○政府委員(小野哲吾) 資料によりまして奥野君の説明をお聞き取り願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 総合的な租税負担の表が所得段階別に出ておりますので、すでに御覧頂いておると思ひま

す。ただ先程市町村民税の負担で何倍かというようなお話があつたのであります。お話によりますと、東京都の例によつて計算しておられるようであります。政府の資料も従前の住民税は東京都の例によつて計算いたしております。どこに喰い違いがありますか。資

料を後で教えて頂きまして私後で検討
いたしたいと思います。政府の資料が
我々は決して嘘をついた資料を出して
おるつもりではございませんが、その
間の喰い違いを検討いたしたいと思
います。

○岩間正男君 次に均等割の問題であ
りますが、これは所得を持つておると

ころの成年に課する、こういふことになるのでありますが、この所得の限界ですが、これについては別に法案には謳つていないようであります、これはどの程度の政府は限界を見ておるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 大体所得といひます場合には、収入金額から経費を控除して算定するということになるであらうと思ふのであります。で所得

税の場合にはそこに基礎控除とか、扶養控除とかございますので一応所得があるという場合には、必ずしも所得税を納めませんでも、所得があるというところになるわけでありまして、併し形式的に所得が幾らあるとかいうふうなことにいたしまして、必ずしも課税上公平を期することはむしろできなかったのだらうというふうな考え方をいたしておるわけでありまして、そこでどうしてもやはり市町村が、その人の生活の実態を把握いたしまして、均衡の取れたところで所得があるという認定をしなから、無理のないところで均等割した方がよからうというふうな形を取つておるのであります。形式的に細かい規定を置くのも一つの方法であります、これが却つて市町村の適切な運営を轉り過ぎることになるというふうな心配を持つておるわけでありまして、

○岩間正男君 例へば学生のアルバイトによる所得のごとき、こういうものは課税の対象になるでしょうか、その点これに類したことが沢山あると思うのです。その点はどうでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 学生には課税すべきでないと思つております。アルバイトをいたしておりまして、いろいろの面から考へて見ますと、所得があるというふうな認定をするのは適當ではない、まあ経費をどう見るかというふうな考へがあると思うのであります。特にそうした細かい点につきましては、地方財政委員会から市町村に対しては指導的な方針を示したいと考えております。

○岩間正男君 従来は、所得税なるものは別ですが、学生のアルバイトにも課税されたことがあるようですが、この点は政府が今後はつきり今申しました点で、念を押せと、こういう処置を取られるのですか、もう一点その点を……

○政府委員(小野哲君) 只今奥野政府委員から御答弁いたしましたように、地方財政委員会におきましてこれが指導をいたして参りまして、できるだけ御懸念に亘ることのないようにいたしたいと思つて考へております。

○岩間正男君 大体の見込みの五百二十億と思つて、これよりも遙かにオーヴァするといふふうに考へられるのであります、これは今まで政府の説明もあつたのであります、殊に最近の日本経済の状況、一方におきましては警察軍、これは軍という言葉はどうか……まあ警察を増強する、そういうことが非常に強化される、又は朝鮮の事件によりまして、やはり国民経済といふものが非常に影響を受ける、国家財政が従つてそういう点から大きな制約を受けるという面も考へられる。それが地方財政の方に当然これは影響を及ぼして来るのじやないか、従つて今の法人税率、それから制限税率の問題もそうですが、地方によりまして、殊に逼迫しておりますところの地方財政においては、非常な苛酷な税負担、こういうものが今後強行されるのじやないか、こういうことを考へるのですが、これはまあ国務大臣に後にもつとこの点を質したいと思つて、関連してどう考へておられるか、大体の見当を承つておきたい。

○政府委員(小野哲君) 只今お話になりましたような事柄を實施するに當りまして、地方財政にどういふ影響があるかといふ御質問であります、これらの事項は、国費で以て支弁することに相成ると考へております。地方財政の面につきましては、昭和二十五年の千九百八億の歳入見込みがありまして、これを確保することによりまして、地方財政の運営に或る程度の余裕を與へ得る途が開かれることに相成りまして、只今御指摘になりましたような問題は、地方財政に悪影響を及ぼすものとは考へておりません。

○岩間正男君 無論、警察の増強のごときは国防で賄うといふことは承知しておるのであります、そういうふうな、戦争的な支出、戦争の状況に対応する支出といふものは、そういうものが非常に強化されて来ることによつて、当然、例へば、平衡交付金のようなものが影響を受けるのであります。従つて、それから来るところの地方財政の影響の問題であるとか、それから国家財政がそういうふうな余裕のないところに追い詰められることによつて、当然いろいろな事業がやはり地方の方に押付けられるというふうな形を取らざるを得ないのであります。然るに、国家からの補助が将来非常に削減される傾向を持つというのに、而も、一方におきましては、当然それなれば地方の徴税というふうなものは、非常にきつ／＼一ぱいまで取らなければならぬ、苛酷なところまで追い込まなければならぬ、そういう態勢が出て来ると考へられる。今の警察の費用を国税から直接賄うから、従つて地方財政に対しては、直接的な影響はない、こういう点について私は承つておるのではない、総合した立場から当面国家財政がそういう一つの臨時的な性格を持つて来る、こういうところから来るところの地方財政に対する影響、これについてどう考へておられるか承つておるのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 私が先程千九百八億の予定歳入を見込んでおるといふことを言つたのは、総合的な財政計画の見地から申しておるのであります、例へばお話をいたしましたような、あの警察予備隊の費用等につきましては、別途債務償還費から支弁されるものと伺つておりますので、この点に關しては、地方財政には何らの影響はないものと考へておるのであります。

○岩間正男君 その点については、いろいろ我々には異論があるのであります、予算委員会の方に移したらいいかと思つたので余り言いません。債務償還費の方からこれを支拂うから影響はない、こういうふうに單純には話が行かない。この点は保留しておきます。

○野田卯一君 簡単に御質問いたしました、今回の地方税改正法案におきまして、製塩事業、即ち塩を作る事業の取扱ひについて、政府の明快な御見解を承りたいのであります。御承知のように製塩事業は農業、林業と非常によく似ておるのであります、今回の改正法案におきましては、これらの事業が非課税となつており、特別な保護を受けておるのであります、製塩事業につきましても、その類似性からいたしまして、当然非課税の取扱ひを受けるべきものだと思つておるのであります、これに対する御意見、又製塩事業は、塩の専売法の規制を受けまして、その製造したもの、生産物全部が公

社に買上げられる。又価格の点につきましても、公社が法律によつて一方的に定めますものによるという特別な性格を持つておるのでありますから、この点から見ても特別な御考慮をして頂く必要があるといふふうに考へておるのであります、これに対する御見解を御開陳願ひたい。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。先ず製塩に対する附加価値税を課するかどうか、この点から申上げたこと存じますが、塩田を中心としております鹹水製造業乃至塩田業は第二種事業に類するものと考へておるのでございしますが、塩田に対する固定資産税を徴収するような関係もありません、農業と同様課税しない方針を取りたいと思つております。従ひまして塩田業は第二種事業としては指定しない方針を取つておる次第でございます。併しながら鹹水から塩を作りますところのいわゆる煎熬の段階になります、これは第七事業の製造業に属するものと考へられますので、この部分につきましては附加価値税が自からかかつて来る、かように御了承願ひたいのでございします。尚事業税につきましても、全く同じような方針で取扱ひたいと思つております。

○佐多忠隆君 市町村民税について二三点お尋ねしたいのであります、先程藤野委員も述べられましたように、市町村民税は昭和二十五年は五百七十五億、二十六年、二十七年は五百七十四億、六十億といふふうな減少して参つておるようですが、どういふ原因で減少しているのでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村民税は御承知のように前年の所得を課税標準

と考へておるのです、昭和二十五年は千九百八億の歳入見込みがありまして、これを確保することによりまして、地方財政の運営に或る程度の余裕を與へ得る途が開かれることに相成りまして、只今御指摘になりましたような問題は、地方財政に悪影響を及ぼすものとは考へておりません。

○岩間正男君 無論、警察の増強のごときは国防で賄うといふことは承知しておるのであります、そういうふうな、戦争的な支出、戦争の状況に対応する支出といふものは、そういうものが非常に強化されて来ることによつて、当然、例へば、平衡交付金のようなものが影響を受けるのであります。従つて、それから来るところの地方財政の影響の問題であるとか、それから国家財政がそういうふうな余裕のないところに追い詰められることによつて、当然いろいろな事業がやはり地方の方に押付けられるというふうな形を取らざるを得ないのであります。然るに、国家からの補助が将来非常に削減される傾向を持つというのに、而も、一方におきましては、当然それなれば地方の徴税というふうなものは、非常にきつ／＼一ぱいまで取らなければならぬ、苛酷なところまで追い込まなければならぬ、そういう態勢が出て来ると考へられる。今の警察の費用を国税から直接賄うから、従つて地方財政に対しては、直接的な影響はない、こういう点について私は承つておるのではない、総合した立場から当面国家財政がそういう一つの臨時的な性格を持つて来る、こういうところから来るところの地方財政に対する影響、これについてどう考へておられるか承つておるのです。

準にいたしまして所得割を徴収するわけでありました。昭和二十五年の市町村民税の所得割は、昭和二十四年の所得割、言い換えれば減税前の所得割額を課税標準に用いて算出するのでございませう。来年度以降は減税後の所得割額を課税標準に用いますので、百億以上の減税を生ずるといふふうになるわけでございます。

○佐多忠隆君　そうしますと、先程岩間委員も触れたのでございませうが、前年度の所得割額を基準にするというふうになりますと、その後いろいろな事情の変更その他があり、現在のように非常に激変する時代においてはこういうやり方がいかにどうかということに、いろいろ疑問はあると思ひますけれども、事実上どうしてもそれ以外に方法がないとなれば、これは方法として致し方ないかとも思ひますけれども、その激変の原因が、今度のように税制の大改革のために行われた激変であるとすれば、それを考慮して適当な、いわば過大な所得割額を見合はして税を収める結果になるのでありますから、その点は国税の方で減額したのに併せて、その精神を汲んで何か調整なすつて然るべきだと思ひるのであります。そういうお考えはないのであります。

○政府委員(奥野誠亮君)　昭和二十五年の市町村民税につきまして、所得割の課税標準を本年度の所得割額に求め、或いは所得割に求めるといふふうなことにいたしますれば、大体佐多さんのおつしやる御意見に合致するのではなからうかと思ひます。ところが当該年度の所得を取るといふようなことにいたしますと、果して只今の

状況が今年一年間を通ずる状況であるかどうかということも、個々の人にとりましては相当疑問だらうと思ひます。従いまして今年一年間の所得が幾らであるかということが確定いたしますのは、どういたしまして来年にならなければ分らないだらうと思ひます。そういういたしまして、今年の額を基準にして所得割を徴収して行くといひますと、どうしても現実に市町村の収入になつて参ります部分が出来ないで、現に国税の所得割がそうでありまして、非常に徴収が困難になる。そういう欠陥が一つあります。

それからもう一つは、国税は今年の所得の見込を基礎として、今年の所得税を徴収しているのではありませんが、市町村民税もやはりその所得割で徴収して行くといふことになりまして、個々の国民の所得額を国は国の見地から調査する、市町村は市町村の見地から調査するといふことになりまして、調査される国民は非常に迷惑を蒙ると思ひます。やはりどちらか一方が調査の主体になつて責任を持つ方がよろしいのではないかといふふうな点も考えられるのであります。そういう見地からやはり前年の所得額を市町村民税としてとる。その方が非常に徴収の上にも簡単にできるのであります。何分税制の改革が根本でありますだけに、特に徴税事務が簡素に行われるといふことも重点をおかなければならぬだらうと思ひます。そういう意味合におきまして、現在前年の所得割額というものを課税標準にして本年度の市町村民税を徴収して行くという方針に出たも

のでございませう。併しながらもより先程政務次官からいろいろお話がありましたように、これを解決いたしますのは小さな区域毎において解決して行くわけでございますので、個々の納税義務者の状況というものは、市町村議会におきましても、市町村の当局におきましてもよく分つてゐる筈でございますので、十分そこに注意しながら個人的な事情といふものを課税の上に反映して行くように斟酌して行くように我々も要請して行きたい、当然そういうことも行われるといふことも期待してゐるわけでございます。

○佐多忠隆君　今の御説明によりますと、所得税額そのものを今年にかけるといふようなことは事実上不可能であることは了承いたしましたのであります。それにも拘わらず過大な所得割額にかけたいといふことは、これは否めな事実だらうと思ひます。それならば所得割額をいじることなしに他の調整の方法が考えられるのではないかと、例えば税率を引下げるといふような問題で調整ができるわけですが、それくらい減はむしろなされた方が適正な金額になるのではないかと。その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君)　政府が地方税制の改正案につきまして第一に考えました点は、昭和二十五年において千九百億程度の収入を得たい、こういう問題が一つあるわけでございます。今佐多さんのおつしやるように、仮に税率を下げるというふうな方針を取りますと、昨年ありました所得額が今年はいくら／＼變つて参るだらうと思ひます。併し税率を引下げただけではその変化の仕方というものが各納税義務

者によつて同じ状況にはならない。ところが佐多さんの言われるのは、非常に減るものもあるが、減るものもある、減るものにはいいが、減るものには心配しなければならぬ、こういうことだらうと思ひますが、それならば税率を引下げただけではこの目的を達することはできないのではないかと、こういうふうに考えてゐるのではないかと、やはり減る人も減る人もいろいろあると思ひます。そこは市町村がその生活の実態に即して課税を按配して行くという考え方を持つてゐるわけでありまして、先ず第一に前年の所得税と市町村民税、府県民税の三者を合算いたしましたものを本年度の所得税と市町村民税を合せましたものと比較いたしました場合におきましては、原則として若干軽減になる。来年は一層軽減になる、こういうことであります。が、今年はこの程度で一つ我慢して頂きたい、かように考えて千九百億の徴収目標と睨み合せて考えてゐるわけでございます。

○佐多忠隆君　個々のいろいろの凹凸がありますから、是正まではできないといふような意味では、おつしやる通りの実情だと思ひます。おつしやる通り、ただ問題は例えば所得割で、所得割だけで参りますと、二十五年が四百八十八億、二十六、二十七年は三百七、八十億、ここで百億若干の取過ぎはどうしても出て来るという結果になつておられますので、これはひたすらつきいつたように、所得割額が過大に見られてゐる結果であるこの経過的な調整だけは是非何とかやらなければならぬと、年度の対比、殊に今年度国税を相当減額されたその精神にも悖るも

のであります。これを今年から実現して行かれた方が適切ではないかと、それは簡単に例えれば、今年の所得割を三百七、八十億程度見るとして、それから比率を逆算して行けば、最も簡単に済むことであるといふふうには思ひますので、そういうふうにお考えになる意思はないか。

○政府委員(奥野誠亮君)　先程申し上げましたように、今年度現実に府県や市町村の収入になります額が千九百億である。こういうふうにお考えしておりますので、お話になりましたような措置を講じますと、明らかに百億円減収になるのではないかと、従つて財政計画も狂つて来る、こういうふうにお考えしております。それで先程申し上げましたように、先ず昨年と今年と所得額が變らない人を考えます場合には、多少減税になつて来るのだから、御了承を願いたいといふふうにお考えしております。来年度以降収入金額につきましては、多少増減はあるだらうと思ひますが、それは一方には地方財政平衡交付金額を如何に決めるかといふような問題もございませうし、或いは又国の経済界の状況と配合しながら、地方債計画をどうするかといふ問題もございませう。地方財政の収入になりますと、税収入額だけでございませうので、総合的に考えて行かなければならぬだらうといふふうにお考えはおるわけでありませう。

○佐多忠隆君　その市町村民税で、所得割が四百八十八億を百億程度減少することのできない一番主なる理由は、先程から御説明のように千九百億の枠の問題だらうと思ひます。この枠自身についていろいろ意見を持つておりま

者によつて同じ状況にはならない。ところが佐多さんの言われるのは、非常に減るものもあるが、減るものもある、減るものにはいいが、減るものには心配しなければならぬ、こういうことだらうと思ひますが、それならば税率を引下げただけではこの目的を達することはできないのではないかと、こういうふうに考えてゐるのではないかと、やはり減る人も減る人もいろいろあると思ひます。そこは市町村がその生活の実態に即して課税を按配して行くという考え方を持つてゐるわけでありまして、先ず第一に前年の所得税と市町村民税、府県民税の三者を合算いたしましたものを本年度の所得税と市町村民税を合せましたものと比較いたしました場合におきましては、原則として若干軽減になる。来年は一層軽減になる、こういうことであります。が、今年はこの程度で一つ我慢して頂きたい、かように考えて千九百億の徴収目標と睨み合せて考えてゐるわけでございます。

すが、これは一応今触れないといたしましても、仮に千九百億の枠があるとする来年から百億ずつ減ることは現実には否めない事実であるので、それに基いて配分をされなければならぬ。そうだとすれば、今年からその考慮をされて、この百億程度のものはそうむずかしいことではないに調整ができるのではないかと、殊に先程から岩間委員も言っておられたことが、市町村民税が非常に高いところであり、これは衆目の一致するところであり、それから、そういう不合理に基づくものは、何とか綺麗に調整して行かれることの方が筋が通るのではないかと、こういうふうにお考えのではありませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村民税が高過ぎるから減税しなければならぬ、枠が昨年より比べて非常に高いことは御尤もであります。ただ併しながら我々はこの考え方を保持しておるものでありまして、もつと所得税を少くして貰つて、市町村民税をもつと多く取ることができないだろうか。その代り国から補助金を貰つたり或いは平衡交付金を貰つておつた。こういうものはできるだけ圧縮して行く。そうしてこの市町村民税が国に納税するもの、市町村に納税するもの、国と町村の財政の需要をある程度考えて行かなければならぬのであります。市町村に必要経費といふものは、原則として住民の負担するもので賄つて行くのだ、それによつてその使途を通じて住民が自治運営を監視しながら、その自治行政の進展に協力し合つて行く。こういう態勢を培つて行きたいものだ、こういうことを根本にいたしまして、やはり住民

負担は国税地方税を考えなければならぬ。而も市町村に必要な財源といふものは原則として市町村住民税で賄つて行くといふことに切替えて行きたい、こういう考えを持つておるわけであり

○佐多忠隆君 原則的なそういう問題については私も同感し得るのですけれども、今のこの百億の問題はそういうふうな原則的な問題でなくて、租税、税制の改革を今年やつたに拘わらず、今年の状況を正確に反映しないがために技術的に不可能であるがためにこういう不合理ができておる。それならばもう少しこの技術的な不合理が直せるような努力なり配慮はされて然るべきではないか。而もそれはさつき申し上げますように所得割の税率を少し引下げられて徴税をされれば簡単にできるのではないかしらん。その程度のことならば是非御配慮を願いたいと思うのですが、如何がですか。

○政府委員(小野哲君) 佐多さんからいろいろ有益な御意見を拜聴いたしましたのでございますが、二十五年度の市町村民税の実施に当りましては、政府も実はいろいろ検討を加えて参つたのであります。只今御指摘になりましたような所得税、前年度の所得税額といふことによる徴税上の問題がやはり考へ得るのでございまして、若し併しなから御指摘のように税率をこの場合と二十五年度における徴収額の上に相

他の点につきましても十分な研究を進めて参りたい、こういう心組みをもつておりますことを御了承願いたいと思ふのでございまして。

○佐多忠隆君 過渡的な私もその税率の引下げについてはむしろ私のほうが過渡的にそういうことをお考えになつたほうがいいじゃないか。過渡的な合理的な問題であるから過渡的にそういうことをお考えになつたほうがいいじゃないかという意見なのですが、この点は意見になりますので一応これで中止いたしますが……

その次にもう一点お尋ねしたいのは、この間頂きました資料の五の二に出ております、所得税と住民税と負担調への資料についてでございますが、これによりまして、法人と個人に分けて調べたものでございまして、大抵は法人を大抵においてはまあ資本家的なものと個人のほうを、個人にはいろいろ対象がありま

つておるといふことをおつしやるので、一応政府のお調べによつては両方総合すると減税にはなつておりますが、同じ減税をやられるにしても、法人の方は非常に減税になつておるに拘わらず個人のほうは、従つて又大衆の方はそれ程減税になつていないといふやうな数字になつておるのではないかと、思ふのですが、その点について政府はどのようにお考えになつておるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) この原因は資産再評価の結果、資産の再評価ができて、その再評価された額に基きまして減価償却の計算をして行くことができる。自然法人税におきまして所得額の計算は少くならぬという結果が生じます。その影響からこういう結果が生じて参るわけなものであります。これは併し一方には資本の蓄積を図ろうとする特別の政策と考えられておる、或る意味においては、過去においては徴収されておつた法人税といふものは名目的なものでなかつたかといふやうなことも言える、資本のすり減らしをやつておるのが法人税になつておるのじやないかといふ言ひ方もできるといふやうに考えられるわけでありまして、過渡的な問題に入つておるもので、前年度と本年度のものだけの比較では、法人に軽減で個人に重課だといふふうには言えないと思ひます。根本の原因はそこに出発しておると思ひます。

○佐多忠隆君 経過的であるにしろ、それから評価の仕方の変更によつてであるにしろ、とにかく法人についてはそれだけの軽減が行われておることは確かなんです。

人税の関係においてはそういう結果が現れておることは確かでございます。ただ半面大企業の方からは固定資産税の負担が非常に重いといふやうな意味の非難が非常に多いのでありますけれども、例えば、償却資産に対する課税が百億円ある、これは大抵法人に対する課税だといふやうに考えて頂いても差支ないのじやなからうかといふふうにお考えを願ひます。

○佐多忠隆君 そうするともう少し総合的に、所得税と住民税等を総合しただけでなくて、法人と個人に分けて、所得税、それから地方税の住民税、附加価値税、固定資産税等を総合して、法人と個人とでどういふふうな軽減の割合になつておるか、その点を説明して貰いたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 数字を研究いたしまして、後刻お答え申し上げたいと思ひます。

○梶見義男君 昭和二十五年度の固定資産税について昨日も伺ひましたのであります。甚だ重複するやうでありますけれども、もう一回伺つて置きたいのであります。昨日も申し上げましたように、昭和二十六年度分については固定資産の評価審査委員会の審査の結果によつて調整をせられることになつておるに拘り、昭和二十五年度分についてはその途が講ぜられておらない。而も昭和二十五年度分の固定資産の中で、償却資産に対して課税するものについては、昭和二十六年度分と同様に調整の途が講ぜられておるのであります。こういうやうな点から見ると、そうして又シャウブ勧告が租税の負担の衡平といふことを一つの大きな狙ひにしておる点から申しまして、

こういふふうに償却資産に対して課するものについては調整の途が講ぜられておるといふことは、一面一昨日来問題になつておつたように、主として今回の地方税が大量課税に墮する虞れがないか、かういふようないろ／＼の御議論もあるであります、その一つの裏打ちをなしておるようにすら考えられるのであります。この点について国務大臣は、とにかく不合理な点は分るけれどもこの法律は通して貰ひたい、かういふような意味の御答弁があつたのであります、それではどうしても我々は納得し兼ねるのであります、二十五年度分について、どうして償却資産以外のものについてはかういふ途が講ぜられないか、この点を事務局の方からよく分るようによ御説明をして頂きたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 昨日も申し上げました点で、多少重複すると思うのでありますけれども、お許しを頂きたいと思ひます。第一に、今年の固定資産税は、土地と家屋につきましては賃貸価格が基礎になつております。償却資産の方は価額が基礎になつております。根本において違つておるといふ点を先ず了解して頂きたいのであります。それから土地と家屋につきましては、今年直ぐ価額は採りがたい、これも御了承願へると思ふのです。それじや賃貸価格は今年初めて課税標準に使うのかといひますとそうじやございませんで、言うまでもなく昨年は賃貸価格の六倍に課税いたして参つたのであります。今年は賃貸価格の一・五・五倍に課税をする、大体二・五・五倍くらい上つておるわけでありませう。昨年にも調整の方法を講じませんでしたよう

に、今年もやはり調整の方法は講じない、といえますのは、一応現在の賃貸価格がそれでいいのだという仮定に立っておるわけであります。結局今年は賃貸価格の九百倍に一・七％を掛けるわけでありますけれども、根本は賃貸価格をとっておりますので、この賃貸価格というものは一応均衡のとれたものという仮定の下に立っておるわけであります。そういう意味において、昨年調整しなかつたように、今年も調整をしない。併しながら来年は価額を採ることにいたしております。価額を採ることにいたしますので、賃貸価格を基礎にして税額を算定した場合とは、相当の狂いが生じて来るだろうと思えます。従つて今年償却資産について仮評価をいたしますので、来年正式に決定した場合に、今年の償却資産に対しますところの固定資産税につきまして来年調整いたしましたように、来年度度で徴税いたしますので、後で差額を調整するというにいたしておるわけであります。これが根本の問題でございまして、それじや今年すぐ価額に直します、これはまあ直せないわけであります。而も賃貸価格を採っておりますので、現実的には、賃貸した収入からその税金が拂われるべきものだというような建前に立つておるのだらうと思うのではありませんけれども、それじや賃貸料というものは一体どういう統制がとられておるかといいますと、土地や家屋につきましては大体現在の賃貸価格がその基礎になつておるわけであります。従つて賃貸料収入というものを基礎に考えて行きます場合には、賃貸価格というものを一応基礎に使用して

もその不合理はない、かようなことが言えると思うのであります。今年は賃貸価格を課税標準にいたして参りますので、家賃の統制方式につきましては、土地や家屋の賃貸価格を基礎にいたして参りまして、別段それ程都合はないと思います。併し来年土地や家屋に對します課税を、価額を課税標準に使うことに置き換えますので、来年における土地や家屋の地代や家賃の統制、これも若し実施されて行くといひます場合には、今年と同じように賃貸価格を基礎にするところの統制方式は、これは改めなければならないといふ問題が起きるだらうと思ひます。やはり価額を課税標準にして、課税標準が變つて参りますので、価額を基礎にするならば何らかの統制方式に改正を加えなければならない。現在の土地、家屋の統制方式というのは、土地や家屋の賃貸価格を基礎にいたしており、ます限りにおいて、土地や家屋に對します固定資産税が土地や家屋に對する賃貸価格を基礎にして算定されるということとは、先ず止むを得ないのじやないかといふ、かような考え方をいたしておるわけでありませう。

○楠見義男君 二十五年度的について経過的に賃貸価格は従来使用しておつた賃貸価格を採用することについて、私は、別に問題はないと思ふのであります。ただ問題は、その倍数が九百倍という大きな倍数である点において問題が生じて来るのじやないか。而も昭和二十六年度においては仮に価額を決めますけれども、併しこの要綱にもありますように、昭和二十五年度的におけると同じ算出の方式の例によつて定められた価額を一応基礎にして、そ

うして納期別に割つて一応出して、それから資産評価審査委員会の審査を経た価格で以後で調整して行くということになるわけなんで、結局問題は、二十五年度的分において問題になるのは、今申しましたように倍数が高いという点に問題がある。而もこの倍数が高いという点は、実際の实例に徴して見れば勿論これよりも高いものも多ありまして、少いものも多あり。特に地方の、東京を離れて段々地方へ行くに従つてこの倍数が非常に不合理になつておるのじやないか、こういう点において問題があると私は承知しておるのであります。従つて二十六年度的分においてもやるべきではない、二十五年度的分においてもやるべきではない、何れも二十五年度的分の調整は必ずしも二十五年度的内においてやる必要は……これは實際問題として不可能だと思ひます。従つて後年度においてこれをやつても、そのやつた部分を更にそれからの後年度における徴税額を調整することによつて可能ではないか、勿論非常に件数が多いので複雑ではあると思ひますが、併し負担の均衡というものがこの税制改革の一つの大きな狙いであるとするれば、それくらいのこととは政府としては案を立ててやるべきではないかと、こういうふうに思うのであります。もう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 私は先程も申し上げましたように、今年の土地や家屋に対しますところの固定資産税問題は、賃貸価格を基礎にして、そうしてその固定資産税は、賃貸価格を基礎にする範囲においては土地や家屋の賃借料、賃貸し収入から支拂えということ

を一局建前にしておるということを中心上げておるのであります。而も地代とか家賃とかいうものは何を基礎にして統制しているかといふと、やはり土地や家屋の賃貸価格を基礎にして統制しておるのであります。それで価額を基礎にして課税をした場合と、賃貸価格を基礎にして課税した場合と、その間に増減はあるだろうと思ひます。一体それはどちらの方が今年の実情に即応してゐるだろうかといふことを考へて見ますと、賃借り、賃貸し収入から支拂わなければならぬから、賃貸価格を基礎にした課税の方法の方がより適切ではないか、だから調整の必要がないのではないか、かようなことが言えるのではないかといふことを申上げるわけでありませう。

○村上義一君 午前に一般的な質問をいたしましたので、少しく細目に亘つてお尋ねしたいと思ひるのであります。

一般の運輸業及び関連事業についてお尋ねしたいのです。先ず自動車事業、通運事業についてお伺ひしたい。自動車税を、独立税を新設して一輛について乗用車、トラックを問はず二万円という税率が決定せられておるのであります。この税率はとも非常に高きに失しておるのではないか。むしろ大正時代、明治時代の自動車に対する観念、贅沢品であるという観念が禍いをしてゐるのではないかと想像されるのであります。自動車事業にしましても、通運事業にいたしましても、今回の税制改正によりまして非常に重税に相成りますので、特にこの人件費の営業費中に占むる割合は他の事業に類例を見ない程多いことは御想像に難

くないと思うのであります。従いまし
て附加価値税の関係であります。附
加価値税にしまして、一年延期とい
うことにはなつておりますが、これと
同様な額が特に収入金額に対して賦課
せられる。その結果は附加価値税と全
く同額が、二十五年年度においても賦課
せられるということに相成つておるの
であります。又この事業に對しまして
はガソリン税の非常な重課という問題
もあるのであります。勿論これは国税
であります。ガソリン一滴は血液一
滴と等しいというようなスローガンの
下に代燃を奨励せられた戦時時代の観
念が、これ亦残つて、非常に重税を課
すことに相成つたのではないかと、思
うのであります。更にこの自動車事業に
しましては通運事業にしまして、生
産品の価格である料金は平常時におき
ましては厳正な規制をしておる公益事
業であるのであります。とにかくこの
両事業に對しましての今回の重税は誠
に苛酷であると言わざるを得ないと思
います。せめてこの力説された自動車
税、つまり車輛税を半減して五千円に
するということは是非必要であると思
考するのであります。そしてこの公
益事業が健全な維持発達のできるように
仕向けるということにせなくてはな
らんとするものであります。これにつ
いて、かく重税を課せられたというこ
とについての政府の考え方を先ず以て
伺いたいと思つております。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げ
ます。只今村上さんから自動車事業或
いは通運事業につきまして、今回の税
法案中附加価値税を中心としての御意
見を拜聴いたしましたのであります。附加
価値税につきましては只今仰せになり

ましたような点を或る程度斟酌いたし
まして、その課税標準たる附加価値額
を算定いたします場合に、昭和二十五
年度につきましては特別な措置を講じ
ておることは御承知の通りでございます
。尚自動車税その他の点につきま
しては、これは附野政府委員からお答えをいた
したいと存じます。

○政府委員(奥野誠亮君) 今御指摘の
ような事業に對しまして、今回の地方
税制の改正が可なり強く響いておるこ
とは事実であります。その点にお
いては誠に遺憾であります。大体自動
車の負担は、従前ありました自動車税
の負担と似たり寄つたりなところで今
の標準税額を決めて参つておるわけで
あります。

それから通運事業の問題、これは負
担が相当固定資産税との関係からも殖
えて参りますので、附加価値税の課税
に當りましては若干特例的な計算方法
を定めまして、若干でも負担の軽減を
図りたいというふうな試みを、運送業
に對する特別課税の方法として採用し
たいとおるわけでありまして、

○村上義一君 今御所から御説明の
ごとく、附加価値税については他の事
業と異にして若干の心持を表わしてあ
るという御説でありまして、誠にこれ
は政府当局の御努力のためだと敬意を
表しておる次第であります。ただ併
しながら一般の算定方式によるか、若
しくは総水揚げの五〇%によるかとい
う程度でありまして、その他の各種の
税目を總計して見ますと、非常に重
い税を押しつけるということに相成り
ます。これらの国民生活の上に欠くべ
からざる事業が、従来の運営に對して

混乱を来たすものと考えるのでありま
す。余りに重税であるが故に何らかの
方法を講ぜなくてはならぬと思つた
のであります。これにつきましてはやはり
自動車税及び通運事業税ばかりではあ
りません。後刻に譲りたいと思つたので
あります。

倉庫業につきましては次にお尋ねいた
したいのであります。倉庫業につき
ましては、固定資産税を課する際に、
やはり一般の固定資産税賦課の場合と
同じく登録賃借価格の九百倍というこ
とに相成る次第であります。これは倉
庫業にとりまして非常な負担であるの
であります。現行の家屋税の大体四倍
ぐらゐになるのであります。これにつ
いても何らかの特例を設ける必要がある
と思つたのであります。政府当局の一
つ所見をこれについて伺つておきたい
と思つたのであります。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げ
ます。倉庫業につきましては、大掛り
な固定資産を擁しておりますことは御
指摘の通りであります。この点につ
きましては、固定資産税自体について、
特に倉庫業につきましての特例措置は
考えられておらないのでございませ
うが、附加価値税との関連におきまし
て、運送業等において認めております
ような特例の措置を、倉庫業につ
いても採つて参りたい。かような考え方を
持つておる次第でございます。

○村上義一君 午前にも触れたのであ
ります。政府は、シャープ・ミツシ
ヨンの勧告に基いて本税法を前国会当
時起案せられるに當りまして、いろい
ろ公益事業については、税の軽減特に
私鉄、民営鉄道につきましては、国營
鉄道の地方税免除という点を脱み合

せて、軽い税を課すことにしたという
ことで、熱心に交渉を関係向きにせら
れたということは聞き及んでおるとこ
ろであります。ただ政府が参衆両院に
配付せられたこの地方税関係の資
料によりまして、非常に民営鉄道に
關する数字が間違つておるといふこと
を遺憾に思つたのであります。鉄道に
對する課税は、最近実績が十九億二千三
百萬元である。これが改正後は十四億
七千三百萬元になる。負担は七七%に
軽減になるんだ、こういう数字を示し
ておられるのであります。勿論これは
国税、地方税合算した金額であるのであ
ります。地方税はこの十九億二千三百
萬元が最近の実績であるといふことで
お示しになつた。十九億二千三百萬元
の中で地方税は九億六千八百萬元であ
る。それから改正後においては双方合
計十四億七千三百萬元の中で、地方税
は十四億六千一百萬元であるといふ数
字をお示しになつて、地方税関係審議
の資料として両院に提出せられておら
れるのであります。即ち地方税関係に
おいては増加しますが、国税、地方税の
合算額においては最近の実績よりも減
少して七七%になるのであるといふこ
とに記載せられてあるものであります。

これらの数字の内容を検討してみます
と、どうも最近における税負担額実
績は、実績の方は不当に大なる数字を
記載せられてあるものであります。又改
正後の税負担予想額は、これは不当に
小さい額を計上せられておるのであり
ます。この問題につきましては、前の
国会當時からしばしば当局に注意を促
したのであります。特に監督官庁であ
る運輸省からは正式に申入れがあつた
やに、仄かに伺つておるであります。

併し今日まで何ら訂正が行われてな
い。私はこういう数字について特に遺
憾に思ひますのは、シャープ・ミツシ
ヨンに對してもこういうデータを提供
して実情の把握を誤らしめておるとい
う結果になつておるのじやないか、又
こういう数字によつて閣議も誤つて認
識を持つておる、又更に参衆両院をも
誤らしめる虞れがあると思つたのであ
ります。誠に遺憾に堪えないのであり
ます。それで、内容についてなるべく簡
單に申します。最近における実績
だといふ示されておる数字の中で、
通行税といふものが入つております。
この数字は七億三千四百萬元になつて
おりますが、大体通行税といふものは、
鉄道事業の負担ではないのであります
。ただ單に徴収義務者に過ぎないので
あります。先般の鉄道運賃の改正に
おきまして、通行税は御承知の通り五
分であつたのであります。税は一円三
十銭といふ運賃を持つておる会社に對
しては、一円二十四銭といふ運賃であ
るといふことで、運賃の是正が行われ
たのであります。又一円二十銭の場合
には、一円十四銭といふ運賃が現行運
賃であるとして、運賃の是正が行われ
た次第であります。全くこれは通行税
は、單に徴収義務者に過ぎないのであ
ります。のみならずこの運賃改正全般
に當りまして、長期定期運賃の値下、
割引率の増大といふことによつて又調
整を政府はせられたのであります。従
いまして通行税の廃止によつて鉄道事
業の税負担が殖へるも何れも何れも
ける実績として計上してあるものであ
ります。取引高税、これは僅かな金額

であります。二千八百万円を計上してあるのではありません。これ亦通行税と同じく計上することが誤りだと思つてあります。更に政府提出の資料によりますれば、地方税の事業税であります。これは六億四千万に計上されておるのではありません。我々の調査によりますれば、収益課税として現業の負担は、八千六百万円に過ぎないのであります。又一方におきまして、改正後の税負担というものは、これは過小に掲示されておるのではありません。固定資産税は、政府提出の資料によりますれば、九億四千二百万円ということになつておるのではありません。この算出の数字を検討しました結果、鐵道の電気施設であります通信施設とか、又は隧道、橋梁等の資産は全然考慮に入つてないのではありません。又鐵道用地の關係も、一切土地の關係も入つてないのではありません。それでこれらを計算に加えて、政府の計算方法通り八割は償却費であるということにして、二割だけを計上して、これを課税の對象としたとしても、尙六億四千万の増加に相成るのであります。固定資産税額は結局十五億五千七百万円となると思つてあります。それから又電氣ガス税、これは八千八百万円を計上してあるのではありません。これは最近の実績と同様に計上しておられるのであります。勿論電氣ガス税の税率は増加しないのではありません。或いは誤算かとも、その他の誤謬かとも想像されますが、併し料金が非常に龐大になるために、電氣税の税率を用いますれば一億九千八百万円、大体一億一千万円増加することになり、倍額以上になることに相成るのであります。又國稅法人税にお

きまして、最近の実績は一億八千万円納入しておるのであります。これが改正後の税負担額という方には、ゼロになつておるのであります。併しながらこれは當然營業事業であつて、今日極めて一小部分しか配当等はおしてありません。多くは赤字の決算をしておるのであります。とにかく營業事業である以上、國稅法人税は従来通り納付する、成績を挙げるとみなすのが至当であると思つてあります。これが改正後の税負担額という方にはゼロになつておることは適當でないのではないかと考へるのではありません。

要するに結論的に数字を申し上げますと、地方税だけで申しますと、自治庁の計算せられた額は九億六千八百九十八万円となつておりますが、只今申しました点を正しますと、四億五千五百五十二万円に相成る次第であります。それから改正後の税額について自治庁の計算額は十四億六千百万円となつておりますが、これは只今指摘しました通りの数字を用いますと、二十二億五千八百四十万円に相成るのであります。それで地方税だけで申しますと、現在の、最近の実績、二十四年度の実績に對比しまして改正税額は四八四〇〇〇〇〇に相成る次第であります。で國稅は只今申しました点を修正いたしますと、一億九千二百八十八万円、これは最近の実績も、又今後の納付すべき税額も、同様に相成るのであります。結局合計しますと、正當な最近の実績というものは六億四千七百七十万円でありまして、これに對して改正税額は二十三億九千七百九十万円に相成るのであります。結局最近の

実績に對して三七〇％に相成る次第であります。とにかくこういう数字上の誤謬があると思つてあります。若し私が只今申しましたことについて、私の計算が、考へ方が又間違つておるといふ点があるなら、一つ御教示を願ひたいと思ひます。私の申したことが正しいということであれば、速かに關係の資料の是正を願ひたいと思つてあります。その点について御當局の御所見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 只今村上さんからいろいろ資料の点に關しましてお話を承つたのでございますが、一応政府側で用意いたしております資料についていたし、奥野政府委員から御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 村上さんのお考の如く、数字の御指摘はその通りでございます。併しながらそれが又税制を改正した結果負担がどう変わるかというふうな見地から、備考に掲げておりますような意味合において計算をいたしておるのでございまして、ここに挙げたおりの数字の基礎も御了解を願ひたいと思ひます。決して私の申し上げる意味において間違つておるものではないと考へておるのであります。例へば、運輸省からたびたび意見を出しておるのに地方自治は数字を変えていないじゃないかというふうな意味の御意見もあつたやうでありますけれども、村上さんも電氣ガス税を一例に挙げられたやうでありますけれども、電氣料金が高くなつたから電氣ガス税が入れられるべきではないかという考へ方を持つておるわけでありまして、若しそういうものも入れて参りましたならば、収入金額が料金の關係もありまして殖えて参つて来ようと思つて過去に料金額が、将来におきまして物価が変りましても同じだというわけではございませぬので、こういう物価の変化によりまして、この収入支出の變化、或いは又それに伴ひまして起きますところの税額の変化、これはこの計算の中に入れておられませんので御了承願ひたいと思ひます。それからもう一つは、これは現行税制で地方鐵道道の負担が改正したらどれくらい負担額になるかというところを知らなければなりません。現在の税制を變えるわけでございますので、現行税制によればどれだけの負担をするかというふうな比較でございます。例へば事業税におきましては總売上金額の何パーセントというふうな計算方式を採用いたしております。で、總売上金額の何パーセントを以て事業税とするという規定は、物價統制令による統制価格がありましますものについては、御承知のように料金の統制が行われた以後でなければそれが適用になりません。従つて料金統制の改訂の遅れましたものはそれだけこの規定の適用がありませんので、その部分については純益の何パーセントであるという計算をしなければならぬと思ひます。併しながら現在の地方税法では、原則として運送業につきましては、売上金額の何パーセントだといふふうな課税方式を採用しておりますので、それに基いて幾らの金額になるか、これを止めてしまつて附加価値税のような計算方式になつたら幾らの金額になるか、こういう計算をいたしておるわけでありまして、飽くまでも税制を改正したら負担がどうなるかという

ことで、現行制度と改正との比較を行なつておりますので、その点も御了解願ひたいと思ひます。

それから固定資産税はもつと収入が上るのじゃないかというふうな御意見であつたのでありますが、もつと沢山の評価できれば非常に仕合せだと思つております。實際問題として、この際地方鐵道はどれくらい評価できるかといふことを各方面にお尋ねしているのではありませんか、どうも分らないのであります。第一には、運輸省に對しまして現在の帳簿價格を基礎にして資産再評価による軌道を一本書したる幾らになりますかといふことを伺つておりますけれども、これも分らないのでございまして、それや地方鐵道道の会社がどれくらいの評価をするだらうかといふことを伺ひまして、これも分らないといふお話なのであります。それで私は或る關係の人に一度聞いたことがあるのでございまして、大體五億内外ではないかといふことを伺つたことがあるのでありますけれども、とにかくこの点につきましては、私は異存はないわけでありまして、併しながら、基礎的に一応の方式に基いて計算をいたしているののでございまして、その計算方式は資料にも出ておりますけれども、例へば鐵道につきましては、建設費は一キロ當り千百万円という数字を使つております。これは現在建設するのにそれ位だ、こういう運輸省の計算に基きまして、こういう計算をいたしているのではありませんか、その後の陳腐化の問題その他を考へた場合に、一体どの位評価できるかといふことを、第一に私は鐵道會社自身がどう評価するかと

いうことを、数字を教えて頂かないと、勝手に評価はできないのじやないかと思う。従いましてこういう数字は相当多くなつて来ることを考えておられます。これよりもつと多くなるもの、或いは若干少くなるものもある。その点は私も見当がつかないのじやないかと考えますので、村上さん、これは私の方で提出しております資料にもいろいろの欠陥がございましたらお教えをお願いしたいと思います。

それから法人税につきまして、改正の結果零になるというのはおかしいじやないかというお話であります。併しこれは私も御尤もだと思ひます。併しなから過去に挙つておつたような利益金額であります。今回の再評価額を計上した結果、減価償却が非常に増え、減価償却が零になるという計算であります。一応利益が零になるという計算をいたしておるのではありませんが、減価償却をそれだけ上げて配当計算その他の関係から、もつと利益は計上しなければならぬのだというやうな関係で、法人税額をやはりそれだけ増やさなければならぬのじやないかというふうに考へるのではありません。そういうしますと、差引き零になつたのと、余り残らないじやないか、こういうふうな考へを持つておるのであります。それから又取引高税、通行税を入れておるのはいくらから、こゝういふふうな話であつたのであります。この予算関係は、鉄道関係者が納税する額がいくら過去においてあり、将来の税に於いていくらかあるという比較でございまして、誰が負担するかということ、計算により認めていないわけであ

ります。この中には法人税のように、所得の中から拂わなければならぬものもございします。経費の中から拂わなければならぬやうな固定資産税、その他もあるわけでありまして。そういう意味において附加価値税は我々は恐らく旅客に転嫁されるのであらうと考へております。同様に通行税も取引高税もそうであるだらうと思ひます。そういう意味合において、所得の中から拂われるものである。或いは経費の中から拂われるものであるにも拘らず、鉄道関係者が納税者として、ここに私共は対象を求めているわけでありまして。我々も鉄道の関係の負担が相当あるというところは否定いたさないのでありますけれども、税制改正がどういふ影響を及ぼすかということ、これを考へて参りましたならば、やはりこゝういふ恰好になるのではないかと、こゝういふやうな考へ方をいたしてあります。すこゝを御了解願ひたいと思ひます。

○村上義一君 只今詳細に奥野さんから御説明を承りました。どうも私として納税が行かないのであります。勿論電気ガス税については、これは意見の相違だと考へるのではありません。併しなから通行税のごとく国の立場としてこの鉄道事業に關連しての収入だといふことであります。これはもう御説明の通りであります。併し私鉄事業者の負担の比較という精神でその資料をお示しになつておる。その点を考へますれば、通行税を提出せられたといふことは、全然これは間違ひだと堅く信じておる次第であります。一面御説明の事業税六億の計上の点もそうであり、要するに最近の実績として、而

も何月から何月までというやうな断り書きが書いてあつたと思ひます。その間にさういつたやうな納税は、私鉄業者は、少しもしておらないのであります。全く見る者をして誤らしめるのであります。故に断り書きが出ておるのであります。今御説明のやうな数字に書き換えて頂くならば、相当こゝういふ数字をお書きになつてもこれは結構だと思ひます。尚こゝういふことで長い時間をおかけましては、他の方々にも恐縮であります。もう一応すべての点においてよくお知りの方々に考へてをお願いしたいと思います。併し数字を願ひたいと思ひます。こゝういふ数字が私共の御所望の点は、こゝういふ数字が私共の御所望の点に、過つてその結論の基礎になるやうなことを考へるのではありません。又更に考へることは、近くシヤウブ・ミツシヨンを考へるために、この税制の実施模様を見るために、特に来日せられるやうに聞いておるのであります。結局政府からの諸種の調書と共に、そのデータがやはり判断の基礎になるやうな考へであります。その点について、非常に誤解の基礎になりはしないかといふことを考へるのであります。現に前国会當時にも、ミスター・モスに数回面談をいたしまして、つづさきに話し合ひまして、初めはどうも話があつたのです。二回目からはよく理解してくれました。この基礎数字に基く実情の把握がミスター・モスにおいてできたといふために、改正意見について理解を得ることができたと思つておるのであります。従つて、シヤウブ・ミツシヨンを對しまして、誤解を招くやうな数字を出さないやうに、一つ適正な理解を與えるやうなデータを提出して頂くといふことを附け

加えて、次に移りたいと思ひのであります。この電気ガス税であります。これは鉄道業であります。か、一般重工業、或いは化学工業などの重要産業に對しては、現に免税に相成つておるのであります。で鉄道事業は、只今申し述べました事業以上に重要な公益事業であると信ずるのであります。且その使用する電力料金も、営業費の中に含むものは十數パーセントに當るのであります。免税にするといふことがこれはもう當然だらうと思ひのであります。従つて関係條文の四百八十九條を若干整備する必要があります。自分思ひであります。これについての政府の御所見を伺いたしたいと思います。併しこの鐵道は、この特長として莫大な固定資産を以て經營せられておることは午前にも申し述べました通りであります。この固定資産を一般營利事業並みに賦課するといふときは、税の負担がどうしても非常に重大に相成るのであります。経営が困難に迫り込められるといふことに相成る次第であります。で固定資産の代りに、鐵道施設税、現在でも軌道税、電柱税といふやうな独立税があるのではありません。これらを併合し、尚橋梁、水道等の敷設費をも含めて、大体一メートル十二円といふ程度の鐵道施設税を設定し、又車輛にも自動車税と同じく車輛税を特設して、一輛五千四百圓のものに課する、その外に對しては一般固定資産税を課するといふことは是非必要だと考へるのであります。三百四十一條なり四十二條なり二、三の條文の整理を必要とする次第であります。是非こゝういふ税制が必要だと思ひのであります。

鐵道用地は尙從來から免税になつておりまして、他の公共用の土地と同様に免税されておつたのであります。が、今後引續いて免税することはこの事業の性質上又今日事業の財政的に窮迫しておる情勢に鑑みて必要だと考へるのであります。

更に附加価値税はまあ明年まで延期されることになつたのであります。が、この附加価値税も延期の事由に鑑みまして、更に又運輸事業のこの窮迫しておる現状に鑑みまして、本年中課税せられる事業税は、たとえ運賃料金の改正を行ひましても、運賃中に収入課税である事業税を繰り込むといふことは所詮困難であるのであります。か、運輸事業に對しましては從來のごとく収益課税とする必要があると思ひのであります。これは民有鐵道のみならず通運事業につきましても、又自動車事業につきましても、船舶関係につきましても、同様に収益課税にする必要があると思ひのであります。

更にいま一点、法人に對する市町村民税の問題であります。これは事業所毎に課税する建前になつております。が、事業所の解釈が非常に問題に從來からもなつております。地方的にこれは区々であります。併し一般に非常に拡大されつ今日に至つたのであります。例えば鐵道の踏切番或いは保線工事の箱番小屋といふやうなものまで事業所だといふ解釈をせられておる地方も少くないのであります。大体鐵道の駅その他の現場機關は他の事業との均衡から見ましても、又その事業の公益的性質から見ましても課税上、事業所と見るのは適當でないと思ひのであります。

この只今申しました五点につきまして、政府の所見を伺いたいと思うのであります。尙御参考に申し上げますが、只今申しましたようなふうに修正をするとして、その金額は、地方税のみで申しますれば八億七千万円に相成るのであります。現在までの二十四年度の実績四億五千五百五十万円に比較して、一九一%というものに相成るのであります。で、国税をも加えて比較しましたら、最近の実績は六億四千七百七十万円、これに対して只今申しましたような修正をしまして十億六千三百万円という数字でありまして、一六四%ということに相成る次第であります。で、午前にも触れましたが、シャウプ勧告では、中央税は三割五分の増額、これはまあ相対的の率でありますけれども、平均率と申してもいいかと思ひますが、然るに只今私の申しました五点を是正すると、尙九割一分の増額ということに相成る次第であります。この程度の修正は是非必要だと思ふのであります。政府の御所見を一応伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。先ず御質問の第一は、電気ガス税の取扱と存じますが、電気ガス税の非課税の範囲につきましては、今回の地方税法案中に明らかに定められておるの御承知の通りでございます。地方鉄道事業に關しまして、電気ガス税をどう扱うかということにつきましては、政府におきましても種々研究を加えたのでございます。と同時に電気ガス税につきまして非課税の制度を設けることは果してよいかどうか、こういう根本の問題につきましても検討を加えたいと考えておるのでござい

して、私の考え方を率直に申し上げますと、むしろ電気ガス税の非課税の問題は、或いは価格調整の問題、即ち価格調整制度等との関連の問題及び基本産業であるというふうな考え方、こういうふうなことが原因となりまして、こういう措置を採つて来たものと考えられます。で、諸般の経済事情の変化に伴ひまして、むしろ電気ガス税につきましては非課税の問題を根本的に再検討いたしまして、公平な税の負担をお願いする代りには、税率において極力これを軽減して行く、こういう措置を採ることも一つの方法ではないかと思ふのでございまして、併しなからこの点につきましては、電気ガス税といわず、例えば日本国有鉄道が非課税といふたしておりますような関係、その他非課税の範囲等の問題につきまして全般的にこれが検討を加える必要があるものと考えまして、地方財政委員会設置法の中に規定を設けまして、この委員会が研究をいたしました結果を次の通常国会に報告することにしたのであります。従ひまして地方鉄道事業に關しましては、政府も十分慎重に考慮はいたしたのでござい

ます。が、只今の段階におきましては、今回の地方税法案としてはこれを明らかに規定するに至りませんので、全体の非課税の問題を研究いたします場合にございましては、地方鉄道事業の点につきましては十分に研究をいたしたいことを申上げて置きたいと存じます。御質問の第二点は、固定資産税の代りに或いは車両税であるとか、軌道税であるとか、即ち鉄道の施設に關しまして独立税を設けることが必要ではな

いか、こういう御質問と承つたのでございまして、この点につきましては、例えばダムであるとか、或いは船舶等につきましても同じような考え方が研究の対象になり得ると考えられるのであります。これらにつきましても一応政府としては研究はしたものでございまして、税の負担の均衡、その他各事業間における調整を図る意味から申しまして、今回の税法案におきましては固定資産税一本の形でこれを定めることにいたしておるような次第でございまして、即ち御指摘になりました軌道税の問題につきましても、さうな意味合いにおいて免税をいたしておらないのは御承知の通りでござい

ます。これらの点につきましては、尙將來の税の増減なりその他の点につきまして研究を加えて参りたいと考えております。次に附加価値税の問題と承つたのでございまして、今回附加価値税がその実施を一年延期をいたすことに考へられておるのでございまして、その場合において事業税を施行することになるのであります。この際鉄道事業、或いは海運事業等におきましては、特に収益課税の方法を取ることがその事業の助成、その他の関係から見ても適當ではないかと、こういう御所見のように承つたのでござい

ます。このような事業でございするもので、これらの点から考えますと、収益課税で参りますと、収益なきところには課税がないうと、こういうふうな極端な場合にまでなつて来るのでございまして、それがために当該所在地の団体の財政運営に對しまして、応分の負担を願わないうやならない状態に置かれておるに拘らず、その御負担が願えないというふうな事情にも相成つて参りますので、御説の点は御尤もな点があるものでござい

ます。が、これは今朝来もいろいろ御議論がございしましたが、政府といたしましては税法案にもございするうちに、法人に對しましては均等割を課するに於いておるものでござい

ます。私の説明を今度は逆に申し上げます。駅のような、その事業を行つたに必要施設は、これは課税の対象にするに相成るのでござい

ます。が、これは今朝来もいろいろ御議論がございしましたが、政府といたしましては税法案にもございするうちに、法人に對しましては均等割を課するに於いておるものでござい

ることが不適当であるとしてしましても、午前から申述べておきますこと、民営鉄道その他に對しましては一般の営利事業と異つた特別な運用上の、課税上の手続においてと申しますか、と場合によっては、地方財政委員会において地方財政委員会規則に基いて昭和二十六年の一月中において税率の変更をするというところを規定しておるのであります。この地方財政委員会の規則と、三百五十條に掲げておられます規則は、すでに御決定になつておるのか、なつておらないとすればどういふことを内容とするものであるか。で、私が特に伺いたいののは、民有鉄道のごとき公益事業で、而も負担力がない、ないに拘らず、今回の改正法によりまして非常な重税を背負わなければならない。一般の事業は、一般的に言うて三五%だけ、つまり総額四百億圓だけ増額になるといふに拘らず、民営鉄道としましては三八四%の増額になるといふ致命的な打撃を受ける次第であります。こういう事業に對しては格段なる御考慮を願へるというような内容になるものであるか、その辺の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。村上さんも御指摘のように、今回の地方税法案が画期的な改革を目的としておりまして、鑑みまして、これが税率実施に當りましては、できるだけ実情に即するように処理して参るべきであらうと考えておるのであります。つきましては、地方財政委員会が地方税法の施行に當りましては、その具体的な運営の面において、地方財政委員会規則で決めることに相成りますので、先程各税目につきましていろいろ御意見を拜聴いたしましたのでございまして、この法律運用に當りましては地方財政委員会において慎重に研究をいたし、且つ又御意見のあるところを参酌いたしつづつこの法律の実施に當るよう、私からも十分に連絡をとりたいと考えておりますので、御了承を頂きたいと思ひます。

○村上義一君 只今お話になりました趣旨は、法案の三百五十條に關連して御説明を願つたのだと思つたのであります。三百五十條の二項には、固定資産税の収入が五百二十億圓を上廻つた場合には、地方財政委員会において地方財政委員会規則に基いて昭和二十六年の一月中において税率の変更をするというところを規定しておるのであります。この地方財政委員会の規則と、三百五十條に掲げておられます規則は、すでに御決定になつておるのか、なつておらないとすればどういふことを内容とするものであるか。で、私が特に伺いたいののは、民有鉄道のごとき公益事業で、而も負担力がない、ないに拘らず、今回の改正法によりまして非常な重税を背負わなければならない。一般の事業は、一般的に言うて三五%だけ、つまり総額四百億圓だけ増額になるといふに拘らず、民営鉄道としましては三八四%の増額になるといふ致命的な打撃を受ける次第であります。こういう事業に對しては格段なる御考慮を願へるというような内容になるものであるか、その辺の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 只今村上さんから仰せになりました法案第三百五十條第二項の地方財政委員会規則で云々という言葉がございまして、これはお説の通りに、昭和二十六年一月中において税率の変更をする場合に、地方財政委員会規則で決めることに相成りますので、その際に規則の制定をするものになると思ひます。従つて只今どういふふうな内容を持つた委員会規則を作るかというところにつきましては、まだ申上げる時期にまで至つておらないのでございまして、尙この委員会規則で税率を変更いたします場合には、御説明を願つたのだと思つたのであります。三百五十條の二項には、固定資産税の収入が五百二十億圓を上廻つた場合には、地方財政委員会において地方財政委員会規則に基いて昭和二十六年の一月中において税率の変更をするというところを規定しておるのであります。この地方財政委員会の規則と、三百五十條に掲げておられます規則は、すでに御決定になつておるのか、なつておらないとすればどういふことを内容とするものであるか。で、私が特に伺いたいののは、民有鉄道のごとき公益事業で、而も負担力がない、ないに拘らず、今回の改正法によりまして非常な重税を背負わなければならない。一般の事業は、一般的に言うて三五%だけ、つまり総額四百億圓だけ増額になるといふに拘らず、民営鉄道としましては三八四%の増額になるといふ致命的な打撃を受ける次第であります。こういう事業に對しては格段なる御考慮を願へるというような内容になるものであるか、その辺の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○山縣勝見君 時間が余りありませんから、簡単に要点だけ御質問を申し上げます。今回の地方税法に對する考案の方針、或いは政府に對する要望の事項につきましては、午前中總理に要点だけ要望し、又御質問申し上げた次第であります。私は總論的に考へて、現在の地方財政の現状から見、地方税法案に對しては、午前中に總理に質問の際に申し上げた通り、大体その通過を期する一人でありまして、ただ先刻小野政務次官の御答弁のように、今回の地方税法案に關しましては、各産業の中で運輸事業が一番大きな問題を持ち、又一番大きな問題を藏しておりますのであります。その關係上、私は陸上關係の運輸事業に關しては村上委員の御質問に任せ、海運業を中心とした問題につき御質問申し上げたいと思つておりますが、先程、船舶に關しては、負担の均衡を期するために今回の地方税法案においては独立税としてないで一括の中に包含したといふお話であります。私はその点は多少間違つていやせんかと思つたのであります。私が午前中總理に要望し、總理に御質問いたしましたのは、現在の地方における財政の現状から見、日本の現状から見て、この地方税法案に對しては、今議會において通過を期する一人であるけれども、日本の税收入を確保するためには、どういたしまして、担税力の点よりして最も重要な關係にある基礎産業、重要産業といふものの基礎の確立を図り、その担税力の培養を図らなくちゃいかん、そういう点から見まして、今回の地方税法が日本の重要産業、各産業はもとよりでありま

するが、殊に重要産業に対してフェー
タルな、よれを破滅に導くような要素
を若し持つておるならば、政府は虚心
担懐にこれらの点については十分留意
して、できるだけ早い機会においてそ
の修正を図るべく万全の努力と御研究
を願いたいということを私は要望いた
し、總理からもそれに応ずる旨の私は
御返答を頂いたのでありますが、その
意味において、この運輸事業におきま
しては、軌道等についても種々の問題
があります。一番大きな問題は船舶
についてであります。午前中にも申し
た通り、昭和二十四年度の地方税によ
つて船舶税として課せられた総額は八
千四百万円でありましたが、今回の改正
税法によりまして、一躍十一億にな
るのであります。約十三倍、殊に今
朝程も申しました通り、日本の当面の
一番大きな問題であります。外航配
船、この外航配船のための基本的な要
件をなします新造船に關しましては、
一ヶ年一隻約一千万円の地方税が
固定資産税としてかかるのでありま
す。殊に日本の現状におきましては、
海運界は、外航面においては幾多の制
約があつて、外航配船上の多大の困難
があり、内航面においても著しい船腹
過剰の現状でありまして、現に百万ト
ン近くの船舶をいたしておる実情であ
ります。この船舶に對しましては、四
月一日以降民營還元になりまして、緊
急補助金が一応出ておりますが、大型
船について申しますと、月額僅か七十
一万五千円、今回の地方税法案が通り
ますと、普通の従来の戦艦船等の大型
船において月額約三十九万一千円、備
船料の約五割一分が地方税によつて徴
收されるのであります。そのために折

角緊急補助金の支給を受けましても、
僅かに船員費、保険費、船費が漸く支
拂われるのであります。況んや新造
船のごときは年額一千万円の地方税を
支拂ねばならないのであります。如何
に今回の地方税が船舶に對して苛
酷であるかが分るのであります。尙海
運造船は日本の基礎産業の中でも最も
重要なものとして、例へば見返資金
の貸出のごときは、御承知の通り船舶
に優先されておりますが、折角さよう
な見地から船舶に對して政府その他の
關係方面においてその再建を期してお
られるに拘らず、他面において不合理
不適正な船舶税のために、折角の措置
が却つて何倍か消えてしまふというよ
うな結果となるのであります。私はこ
の点に關しましては、政府に對して午
前中、又当初申しました通り、全体的
の見地からこの地方税法案に對して私
は特に今回は忍んでその根本的な修正
は要求いたしません。先程政府の御
答弁の中に、船舶に關しても負担の均
衡を期するために、地方税法案の中に
一括これを包含したというところに対し
ては、午前中總理が、重要産業につい
ては、その産業の基礎を危くし或いは
その再建に支障のある点については將
來修正をいたすという御答弁があり、
尙又船舶に關しても、これは關係
方面その他政府においても、すでにそ
の妥當でないという点は十分認めてお
られる点であります。さような点から
私は是非共船舶、特にこの運輸業
の中の船舶に關しましては、單に海運
業の立場ということではなくして、日本
経済の再建という立場から申しまし
て、是非これはできるだけ早い機会に

修正の措置を採られたらということを
御希望申し上げたいのであります。
それから、時間がありませんから要
点だけ申し上げますが、先程独立税に關
して村上委員から御質問がございました
たが、私はどういたしても、殊に船舶
に關しては、地方税の性質上、又船舶
の本質上から、どうしても独立税とす
べきものと私は思ふ。と申しますの
のであります。尙又移動性を持つてい
るものであります。尙又そのオペレ
ーションの地域が、非常に広範圍に亘つ
ておる性質の産業であります。この固
定資産税は、承りますと、いわゆる
収益に對して課するものでなくて、い
わゆるプロパティに課する性質を持
つておるということ、かねて關係方
面その他からもダイレクトに聞いてお
りますから、承知いたしておりますが、
但し、私は船舶はどういたして
も、例へば最近の例を申し上げます
と、他の軌道でありますとか、電柱で
ありますとか、いろ／＼な固定の資産
は、その地域に固定いたしておるもの
であります。船舶は日本の近海の
みならず、外国の至るところに参るの
であります。定着いたしません。殊に
船舶は、御承知だろふと思つてあり
ますが、定着港がありまして、船舶が
新造されて廃棄されるまで一回も入ら
ないような港に定着港を持つておるの
であります。その港の住民が一回も見
ないような船舶がその港、町、村に定
着港を持つておるのであります。先
程地方税の性質として応益原則につい
てお話がありました。さような見地
から申しますと、その地方団体には何
等の利益を受けていないのであります。

す。尙又いろ／＼な点から見まして、
外国におきましては船舶に關しまして
は、殊にオリシヤン・ゴイングの船
船につきましてはかかる種類のタツク
スはかけておりません。船舶税に關し
て關係方面と折衝した際に、日本にお
きまして、日本に当然免れすべきもの
に就いては、当然免れすべきものとい
うことを責任ある方面より承りたして
おるのであります。が、さういふ点か
らして政府はどういうふうにお考えに
なりますか、承りたいのであります。
私は尙これは独立税といたすと共
に、例へば船舶は先程も申しました如
く新造船を三隻持つておりますと、
小さな村に定着港を持つております際
には三千万円近くの地方税がその村に
入つて行くのであります。さういふ大
金をその村がどういふふうに使つか
うかについては、將來の租税政策の
關係から見ましては、將來の租税政策の
関係から見ましては、大きな問題であ
ります。尙又一方におきましては船舶の
固定資産税による地方税の収入が非常
に偏頗になりますために、一方にお
いて煩わしい別途の措置を採らなくち
いかんということがあります。さうい
うふうな船舶の特殊の性質から見
ても、どうしても私は國税として独立税に
すべきもので、これはかねて主張して
おるのであります。この問題につきま
して、私は今回は決して申しません
が、できるだけ近い機会において政府
は熱意を以て解決を圖られたらとい
うことを特に要望いたしたいのであり
ます。これに對しては、先程の小野政務次
官のお話とは或いは言葉の綾で多少違
うかと思ひますけれども、船舶に關し
て絶対に、負担の均衡のために包含さ
れたというお話でありますならば、こ

の点はお考え直しを願いたいといふこ
とを先ずしてお伺ひしたいのでありま
す。
○政府委員(小野哲君) お答え申し上げ
ます。只今山縣さんから海運事業の点
につきましては、御意見を拜聴したの
でございまして、私も全く同感でござ
います。今朝吉田總理からも御答弁が
ございましたように、海運事業の助成
政策につきましては政府として十分に
考えなければならぬ諸問題があるこ
とと存じます。又地方税の關係にお
きましては、只今お話になりましたよ
うに、例へば固定資産税から独立税とし
ての船舶税を創設するといふことにつ
きましては、政府も亦從來研究をして
参つておつたのでございまして、併しな
がら今回の税法案中にこれを規定する
段階まで至らなかつたのは、その経過
等については如何かと存するので、更
に私から御説明申し上げることを控えた
と思つてございまして、又船舶が、
その定着港等の關係から、地方団体と
の繋がりに對してこれが取扱ひ方を再
検討する必要があるか、かういふ御意
見でございまして、船舶と申しまして
いろ／＼と大小数々ございまして、
特に只今御指摘になりましたような外
用船等のごとき大型船舶の取扱ひ方に
つきましては、お説のように中央にお
いてこれが評価等につきましては考
へて行かなければならぬと存じます。
ので、この法律案の中にも可動性とい
は移動性のあるようなものにつきまし
ては十分にこれらの取扱を慎重にいた
して参りたいという趣旨の下に規定も
置きたいと考へておるような次第で
ございまして、要は今後の措置に關して
いろ／＼と示唆のある御意見を拜聴いた

しておりますので、総理の御趣旨をも
体しまして、今後更に地方財政委員会
におきまして地方税法の実施に当りま
しては慎重に研究を進めて参りたいこ
とを申し添えたいと存じます。

○山縣勝見君 只今、船舶に関する地
方税に關して率直に將來の船舶の特殊
性を認められて、今後尙又御研究にな
つて施策されるということでありま
す。その点につきましては了承いた
します。尙ちよつとお聴きたいとい
ふのでありますが、本年度の船舶に關
する地方税の徴収収入、これをどの程
度見込んでおられますか、承りた
い。

○政府委員(奥野誠亮君) 船舶関係を
どれくらいに評価できるかということ
は非常にむずかしい問題でございま
す。従いまして船舶としてこれくらい
は入るだろうというようなことを正確
に見積りますことは、先程もお話に出
ましたように、その所有者自身がどの
程度に再評価するかという問題も承り
ませんと見当つきにくいだろうと思
うのでありますけれども、一応船舶関係
につきましてこれを時価に評価して行
けば、四の五の所に書いてありますよ
うに八百億円にはならないかとい
ふような計算をいたしております。

○山縣勝見君 それは八百億円とい
うのは資産の評価額でありまして、私
のお聴きたいのは把握率を幾らと見ら
れて、実際の収入に幾らと見込んでお
られるかということ……。

○政府委員(奥野誠亮君) 今申上げま
したのは、我々が一応平年度において
見込んでおります数字でございまして
で、償却資産に對します平年度の額
と本年度の額との開き程度の差がある

わけでありまして、今直ぐ計算いたし
ましてお答えいたします。

○山縣勝見君 私はその詳細の数字を
知ることが目的ではありませんで、地
方自治庁においては、現在では違つて
おるかも知れませんが、初年度の船舶
に對する地方税の収入見込を六億ぐら
いと見込んでおられると聞いたことが
あります。その点を質したい。要す
るに考え方の問題でありますから、而
もそれは把握率を五割と見込んでおら
れる。この把握率の点を実は質問いた
したいのであります。把握率をどう見
ておられるか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今年の収入
見込は、今回は一応企業の再評価額、
或いは再評価額の限度額を基礎にとつ
て参ることになっておりますので、ど
れくらいになりますか、正確な数字は
出て来ないだろうと思ひます。けれど
も、大体船舶関係において八百億円
くらいを評価額として考えております
で、全額といたしましては十数億円と
いうふうな程度になるだろうと考えて
おります。

○山縣勝見君 十数億円と算出されて
おるが、その把握率を五割、収入見込
を六割と指定されているように拜聴し
たのであります。船舶関係につきま
しては把握率問題云々ということに起
つて来ないと思ひます。他の固定資産
税におきましては把握率の問題は起つ
て参ります。併し船舶に關しましては
さような問題は起つて来ない。これは
十割と見られていいので、その際に把
握率を五割と見られるために率、算定
その他において多少のことを考えてお
られるから、負担の均衡というものが
総額、グロスにおいて出て来るのでは

ないかと思ひから、船舶に對しては十
割と見て然るべきだと思ひます。そう
なつて来ますと、さつき言つたように従来
八千四百万円のものが一躍十一億にな
ります。これを以て負担の均衡とは決
して言えぬのであります。だからこの
点は私は御注意申上げたいと思ひま
す。

それから、その次に簡単に御聴きし
たいのであります。附加価値税の問
題であります。附加価値税に關しま
しては、これは運送業、運輸業に共通
の問題でありまして、私先程村上さん
から種々お話がありましたから、重複
を避けます。その他船舶に關しまして
は、最近の情勢から世界の水準以上の
高い船舶を今新造している。その新造
が國家の要請に基いて殆んどされなく
ちやならないという情勢であります。
而もその後におけるオペレーションは
主として船員、従業員を主たる要素と
する公共性サービスを提供するのであ
るから、さような点から見て、どう
しても船舶に關しましては、先程村上
さんからの、他の運輸の部門について
又同様な問題がより以上に船舶にあり
ますので、この附加価値税の問題に對
しましては是非共これは御考慮を願
いたい。尙又これは多少技術的問題に
なりませんが、赤字附加価値税の繰越を
ういうふうにお考えになつておるか。

勸告案におきましては次年度以降認め
ておるようであります。これは地方
自治庁案においては、二年に限つてお
られるようであるが、この点どうであ
りますか。それから外国における附加
価値に對しては当然非課税といたすべ
きだと思ひのであります。実際の捕捉
が非常に困難であるのであります。尙

外国におけるかような収益については
当該外国において課税されております
から、外国における附加価値には当然
非課税といたすべきだと思ひますが、
この点如何でありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 赤字附加
価値の繰越は五年間ということにいた
しております。それから外国における
附加価値の問題がございましては、た
が、外国だけの營業行為については課税
されないと思ひます。併しその運賃収入
が外国で得られた半面に、それに伴う
支出金額がこちらで支拂われることに
なる、こういうふうな問題もございま
すので、本邦内において收支を帰属さ
せて計算されるようなものは一体にし
て計算しませんが片手落ちになるのは
ないかという考え方をしております。

併しなから明確に区分できるようなも
のにつきましては、固より課税の對象
にするべきではないのであります。

○山縣勝見君 この外国における附加
価値の問題は恐らく、船舶だけとは申
しません。船舶が一番大きな問題だ
と思ひます。殊に今後は第三國關係、
第三國の間における航路が段々開けて
行くのでありますから、この点につき
ましては他一般と同じような基準、
考え方で行きませんように、是非御研
究を願ひたいと思ひます。

それから最後に、もう時間もありま
せんから、簡単に申上げたのは、事
業税の問題であります。先程村上委
員から御質問になつた第七百四十九條
の問題であります。今附加価値税
が延期になつて、地方税を課するとい
うことではあります。この電気供給
業、ガス供給業、運送業には特別の措
置を拂つて第七百四十九條の規定がで

きたのであります。ただ私は勿論他の
運輸業に對しても第七百四十九條の妥
当でない点が指摘されるのであります
が、而も運輸業のうちでも最も船舶に
關しましてはこの点が妥當でありませ
ん、と申しますのは、先程小野政務次
官のお話がございましたが、價格の統
制を受けておるものにつきましては、
地方自治団体に對して外形標準的に課
税するといひますが、他の電気或いは
ガスは價格の統制を受けております
が、現在の海運業は價格の統制を受け
ておらない。全く自由企業形態であ
つて、殊に四月一日以降は全くの自由運
航をいたしております。殊に現実は御
承知の通り百八十万トンの船舶のうち
百八十万トンが繋船してあります。恐ら
く最近におきましては現在のサブシデ
イといふものが全然なくなると思ひま
す。さような際に電気、ガスは、例え
ばその價格の中に事業税を転嫁するこ
ともできますし、尙又先程お話のよう
に價格の統制を受けておるのでありま
す。價格の統制を受けていないもので、
而もそれが相當の現在マーケットがア
ソワードのとき又はいいときには、
状況のよろしいときにはいいのであり
ますが、全く現在の海運運賃或いは備
船料といふものは非常なものでありま
す。さような際に全く本質的にも経済
的にも適合する電気供給業及びガス供
給業と同じような範疇の下に、尙又先
程のお話のように地方自治団体に對する
利益主義からこれをかけるということ
になります。現在の海運運賃、海運
備船料の本質及び船舶の地方自治団体
に對する利益主義によつてそれを支拂
うべきではないかという二点から、私は
第七百四十九條におきましてはどうし

